

更生保護就労支援事業

概要 就労支援に関するノウハウや企業ネットワーク等を有する民間の事業者が、保護観察所から委託を受けて、刑務所出所者等のうち就労の確保が困難な人に対し、関係機関等と協力して継続的かつきめ細かな支援を行うとともに、協力雇用主の開拓を推進する事業。

(平成30年度予算額：1億6千7百万円，平成30年度執行額：1億6千2百万円)

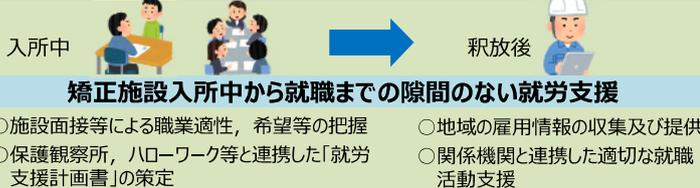


更生保護就労支援事業所

- 専門的知識や経験を有する「**就労支援員**」を配置
- 令和元年度現在全国18庁で実施（札幌，栃木，群馬，埼玉，千葉，東京，神奈川，静岡，岐阜，愛知，京都，大阪，兵庫，広島，岡山，香川，福岡，沖縄）
- ※岩手，宮城，福島では「更生保護被災地域就労支援対策強化事業」を別途実施

内容

就職活動支援業務



雇用基盤整備業務



※「更生保護被災地域就労支援対策強化事業」では、これに加えて「職場定着支援業務」，「定住支援業務」を実施

効果

☆ **支援対象者の高い就職率：80.6%(H29)**

- ⇒保護観察終了時の無職者率（庁全体）
- ・更生保護就労支援事業実施庁：21.0%(H29)
 - ・非実施庁（※岩手，宮城，福島を除く）：24.5%(H29)
- (H30支援見込件数：1,980件，H30実施件数：1,852件)
(実施率：93.5%)※速報値

☆ **雇用基盤の拡大：新規開拓 1,385社 (H29)**

- ⇒H29→H30保護観察所協力雇用主の増加数
- ・更生保護就労支援事業実施庁：1,312社(H29)
 - ・非実施庁（※岩手，宮城，福島を除く）：706社(H29)

再犯防止に関する政府目標

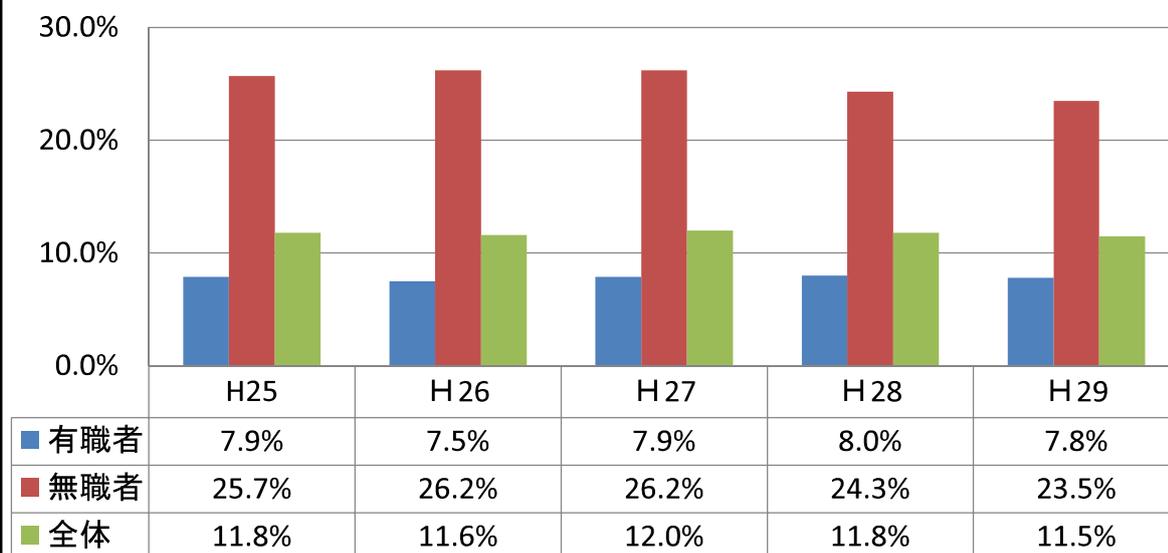
- 出所等した年を含む2年間における刑務所等に再入所する者の割合を16%以下にする（再犯防止に向けた総合対策：H24犯罪対策閣僚会議決定）
- 犯罪や非行をした者の事情を理解した上で雇用している企業の数を1,500社にする（宣言「犯罪に戻らない・戻さない」：H24犯罪対策閣僚会議決定）

有職者と無職者の再犯率の比較について

定義

- 再犯率・・・保護観察を終了した者のうち，再犯等により保護観察を終了した者の割合を指す
- 無職・・・無職者全体から，学生・生徒，家事従事者及び定収入のある者を除いたものを指す

有職者と無職者の再犯率



ここ数年，無職者の再犯率は有職者の再犯率の約3倍程度で推移している

更生保護就労支援事業実施による効果について：全体版

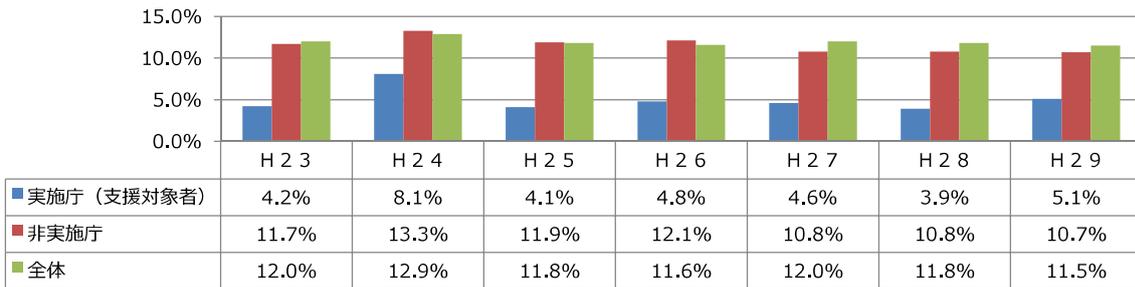
1. 保護観察終了時無職者率の推移

	H23 (3庁)	H24 (6庁)	H25 (6庁)	H26 (9庁)	H27 (13庁)	H28 (15庁)	H29 (17庁)
実施庁	24.5%	22.8%	21.6%	20.7%	20.9%	21.3%	21.0%
非実施庁	24.0%	24.7%	22.6%	22.4%	23.6%	23.6%	24.5%
全体	24.1%	24.0%	22.2%	21.6%	21.9%	22.1%	22.0%

平成24年以降、実施庁の無職者率は一貫して非実施庁より低くなっている

※H24以降は、非実施庁から、更生保護就労支援被災地域強化事業実施庁（岩手、宮城及び福島）を除く。

2. 再犯率の推移



実施庁（支援対象者）の再犯率は一貫して非実施庁より低くなっている

※実施庁（支援対象者）は年度の数値、非実施庁は暦年の数値となっている。

※H24以降は、非実施庁から、更生保護就労支援被災地域強化事業実施庁（岩手、宮城及び福島）を除く。

更生保護就労支援事業実施による効果について：各庁版①

1. 保護観察終了時無職者率の推移（実施前後比較）

【H23実施】

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	実施前 3年間 平均	実施後 3年間 平均
宇都宮	24.6%	29.9%	23.4%	21.7%	26.8%	31.3%	26.0%	26.2%
東京	17.0%	19.7%	23.4%	22.9%	22.3%	21.0%	19.9%	22.1%
福岡	21.7%	27.7%	27.9%	27.5%	26.3%	23.1%	25.7%	25.7%
非実施庁	19.8%	23.7%	24.2%	24.0%	24.7%	22.6%	22.5%	23.8%

【H27実施】

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	実施前 3年間 平均	実施後 3年間 平均
さいたま	20.3%	20.5%	19.6%	18.3%	18.4%	20.7%	20.1%	19.1%
静岡	25.1%	20.2%	18.0%	21.8%	20.6%	21.4%	21.1%	21.3%
広島	28.0%	25.8%	27.7%	23.7%	25.1%	26.6%	27.2%	25.0%
那覇	28.2%	24.4%	25.8%	21.8%	21.3%	21.3%	26.3%	21.5%
非実施庁	24.7%	22.6%	22.4%	23.6%	23.6%	24.5%	23.4%	23.8%

【H24実施】

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	実施前 3年間 平均	実施後 3年間 平均
札幌	27.6%	26.3%	30.7%	27.2%	25.2%	26.7%	28.1%	26.4%
名古屋	24.4%	22.8%	20.9%	17.6%	20.0%	19.3%	22.7%	19.0%
大阪	21.3%	23.2%	21.9%	22.3%	19.9%	21.3%	22.1%	21.2%
非実施庁	23.7%	24.2%	24.0%	24.7%	22.6%	22.4%	23.9%	23.4%

【H28実施】

	H25	H26	H27	H28	H29	実施前 3年間 平均	実施後 2年間 平均
京都	24.5%	20.8%	23.1%	27.7%	23.4%	22.8%	25.6%
高松	23.4%	21.7%	27.1%	30.9%	28.5%	24.1%	29.8%
非実施庁	22.6%	22.4%	23.6%	23.6%	24.5%	22.8%	24.0%

【H26実施】

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	実施前 3年間 平均	実施後 3年間 平均
千葉	24.4%	22.9%	19.9%	19.4%	17.4%	21.1%	22.4%	19.3%
横浜	19.7%	20.4%	18.3%	16.7%	19.1%	19.4%	19.5%	18.3%
神戸	21.0%	22.5%	18.0%	19.9%	19.5%	18.5%	20.5%	19.4%
非実施庁	24.0%	24.7%	22.6%	22.4%	23.6%	23.6%	23.8%	23.1%

【H29実施】

	H26	H27	H28	H29	実施前 3年間 平均
前橋	15.4%	21.2%	17.7%	20.4%	18.1%
岐阜	21.8%	23.1%	24.0%	21.6%	23.0%
非実施庁	22.4%	23.6%	23.6%	24.5%	23.1%

更生保護就労支援事業実施庁は実施前3年間平均より実施後3年間平均の方が低い庁が多いものの、本事業の支援対象者数が限定的であること、地域ごとの雇用情勢が異なることなどもあり、一律の傾向ではない。

※H24以降は、非実施庁から、更生保護就労支援被災地域強化事業実施庁（岩手、宮城及び福島）を除く。

更生保護就労支援事業実施による効果について：各庁版②

2. 協力雇用主登録数の推移（実施前後比較）

【H23実施】

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	実施前 3年間 平均 増加数	実施後 3年間 平均 増加数
宇都宮	119	132	160	189	194	244	16	28
東京	304	261	281	316	349	461	14.6	60
福岡	125	84	120	195	272	377	0.6	85.6
非実施庁	155.0	171.0	186.9	192.3	180.8	198.4	18.6	14.2

【H24実施】

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	実施前 3年間 平均 増加数	実施後 3年間 平均 増加数
札幌	321	393	407	377	405	486	47.3	26.3
名古屋	571	599	600	682	775	897	21.3	99
大阪	457	528	670	736	1020	1193	103.3	174.3
非実施庁	171.0	186.9	192.3	180.8	198.4	217.2	13.9	20.1

【H26実施】

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	実施前 3年間 平均 増加数	実施後 3年間 平均 増加数
千葉	183	212	275	390	497	585	34.3	103.3
横浜	204	226	249	259	336	396	21.7	49
神戸	309	333	397	447	505	555	36	52.7
非実施庁	192.3	180.8	198.4	217.2	224.9	254.4	14.2	24.9

【H27実施】

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	実施前 3年間 平均 増加数	実施後 3年間 平均 増加数
さいたま	124	152	225	291	360	488	40.7	87.7
静岡	399	418	422	471	478	495	2.7	24.3
広島	212	269	386	299	425	506	58.7	40
那覇	94	123	277	284	322	363	64.7	28.7
非実施庁	180.8	198.4	217.2	224.9	254.4	269.9	20.1	23.8

【H28実施】

	H26	H27	H28	H29	H30	H31	実施前 3年間 平均 増加数	実施後 3年間 平均 増加数
京都	154	188	224	266	337	335	28	37
高松	98	129	133	173	195	225	17	30.7
非実施庁	198.4	217.2	224.9	254.4	269.9	284.2	21.9	22.4

【H29実施】

	H27	H28	H29	H30	H31	実施前 3年間 平均	実施後 2年間 平均
前橋	404	480	513	548	550	57.6	12.3
岐阜	194	244	252	290	326	42.7	37
非実施庁	217.2	224.9	254.4	269.9	284.2	24.9	20.3

更生保護就労支援事業実施庁の実施後3年間平均増加数は、非実施庁より概ね高くなっているものの、開拓が頭打ちになりつつある

※H24以降は、非実施庁から、更生保護就労支援被災地域強化事業実施庁（岩手、宮城及び福島）を除く。
※各年4月1日時点の数値である。

更生保護就労支援事業による効果について
～ 刑務所出所者等総合的就労支援対策と更生保護就労支援事業の比較～

1. 就職活動支援について

(1) 調査対象

ア 刑務所出所者等総合的就労支援対策において公共職業安定所による担当者制の相談支援を受けた者 100名

更生保護就労支援事業非実施庁について、安定所での支援の件数に応じて調査人員を傾斜配分 H30.4.1以降に安定所の支援を受けた者につき、各庁で支援を受けた順番で傾斜配分された人員に到達するまでが調査対象

自力での就労が困難であるものの、自発的に公共職業安定所への継続的な通所が可能である者が支援対象

イ 更生保護就労支援事業の就職活動支援の対象者 100名

更生保護就労支援事業実施庁について、就職活動支援の件数に応じて調査人員を傾斜配分 H30.4.1以降に更生保護就労支援事業所の支援を受けた者につき、各庁で支援を受けた順番で傾斜配分された人員に至るまでが調査対象

自力での就労が困難である者のうち、安定所の支援では就労確保ができないため、より一層手厚い支援が必要である者（アよりも就労確保が困難な者）

(2) 調査結果の概要

ア 全体

	総合対策による支援	更生保護就労支援事業による支援
就職率	75.0%	82.0%
就労までの期間（平均）	1.8月	1.5月
雇用形態（常勤率）	58.7%	62.2%
就労継続月数（平均）	2.1月	5.2月
現在も就労継続している者	38.0%	44.0%

就職率、雇用形態（常勤率）、現在も（支援により就職した職場で）就労継続している者の割合について、いずれも更生保護就労支援事業による支援の方が高かった。また、更生保護就労支援事業による支援の方が、就労までの期間（平均）がやや短い一方で、就労継続月数（平均）は長かった。

イ 男女ごとの就職率

性別	総合対策による支援		更生保護就労支援事業による支援	
	支援人員	うち就職に至った者	支援人員	うち就職に至った者
男性	89	75.3%	84	81%
女性	11	72.7%	16	87.5%

男性、女性いずれも更生保護就労支援事業による支援の方が就職率が高かった。また、総合対策による支援は男性の方が就職率が高く、更生保護就労支援事業による支援は女性の方が就職率が高かった。

ウ 保護観察の種類ごとの就職率

保護観察の種類	総合対策による支援		更生保護就労支援事業による支援	
	支援人員	うち就職に至った者	支援人員	うち就職に至った者
保護観察処分少年	9	88.9%	21	90.5%
少年院仮退院者	8	87.5%	22	95.5%
仮釈放者	40	72.5%	25	80%
保護観察付執行猶予者	31	61.3%	28	64.3%
更生緊急保護対象者	12	100%	4	100%

いずれの保護観察の種類も更生保護就労支援事業による支援の方が就職率が高かった。特に、少年院仮退院者、仮釈放者でその傾向が高かった。

エ 罪名ごとの就職率

罪名	総合対策による支援		更生保護就労支援事業による支援	
	支援人員	うち就職に至った者	支援人員	うち就職に至った者
窃盗	35	74.3%	46	82.6%
詐欺	11	100%	3	100%
覚せい剤取締法違反等	19	63.2%	17	64.7%
性犯罪	5	60%	10	90%
傷害・暴行	8	75%	9	100%
その他(殺人,放火,道交法違反等)	22	77.3%	15	80%

いずれの罪名も更生保護就労支援事業による支援の方が就職率が高く、特に性犯罪についてはその傾向が高かった。また、いずれの支援も覚せい剤取締法違反等に対する就職率が低い傾向にあった。

2. 職場定着について

東日本大震災の被災3県においては、民間委託による職場定着支援(3か月)を実施しており、その効果は以下のとおり。

	職場定着率(3か月の支援期間終了まで職場に定着した者の割合)		
	H28	H29	H30
盛岡	94.1%	87.5%	88.9%
仙台	77.8%	70.7%	66%
福島	73.3%	66.7%	81%
計	78.7%	71.4%	72.7%

協力雇用主に対するアンケート(H31.3公表)によれば、協力雇用主が採用した者の25.3%が3月以内に退職

1の(2)のアの調査結果によれば、安定所の支援を受けた者は、平均継続期間は2.1月

更生保護就労支援事業：支援ケース例①

事例 A

■ 元暴力団員に対し、支援を行ったケース

【概要】

本人は元暴力団員。背中に入れ墨もあるが、希望する職種は未経験の介護職。勤務先には元暴力団員であることを開示して働くことを希望。

【就労支援事業が果たした役割】

- ・本人に対し、意向は尊重するが、必ずしも全ての条件を叶えることは難しい旨を丁寧に説明し、本人も了解した上で支援を開始。
- ・独自のネットワークから、全ての事情を承知の上で A 施設が採用面接を実施してくれることになったため、支援員が採用面接に同席。
- ・採用面接時、本人から本件の内容や元暴力団員で文身があることなどを伝えたところ、担当者から「文身は入浴補助時に見られる可能性もあるので、長袖を着用して対応するように」と具体的な指示があった。

【予後】

1 週間後の最終面接で、「あなたの明るい人柄は好印象」との評価を受け、採用が決まる。本人曰く、「やりたい仕事に就けることになりとても嬉しい。支援にとっても感謝している」とのこと。

更生保護就労支援事業：支援ケース例②

事例 B

■ なかなか希望する職種につけず、積極的に情報収集を行ったケース

【概要】

40 代成人男性。保護観察中であることを秘して就労するも、会社に発覚し退職。二度と同じ思いをしたくないため、協力雇用主のもとでの就労を希望。本人は事務職以外の経験がなく、同種の仕事を強く希望する。

【就労支援事業が果たした役割】

- ・本人の年齢や希望職種から、なかなか適合する協力雇用主が見つからず、3 月経過。
- ・イライラを募らせる本人に対し、事務員募集の情報を得たため、すぐに情報を提供する。事業内容が期待するものと異なったため、応募は断念したが、即座に情報提供したことが、本人に落ち着きをもたらした。
- ・新たに B 社で事務員募集の情報が寄せられたものの、女性を求められていた。支援員は、B 社に交渉し、本人は男性であるが、面接の機会を設けてもらう手配をした。
- ・採用面接同席。帰路、本人の意向を確認。数日後、改めて本人から B 社で働くこと、入社手続きをすませたことの報告を受ける。

【予後】

社長から、「事務仕事には慣れているので助かっている。今は本人と一緒に取引先への挨拶回りをしている。」と報告があった。

民間事業者の類似事業実績例①

A 事業所の例

○ 厚生労働省「刑務所出所者等就労支援事業」

【内容】

刑務所出所者等の雇用を促す広報啓発を行い、公共職業安定所での専用求人登録を促すもの。

【実績例】

年度	専用求人登録した事業所の数	専用求人登録した求人の数	目標求人数
27	269	1,233	520
28	205	1,063	492
29	160	879	489
30	218	1,140	1,059

※平成30年については、平成31年1月現在の数。

民間事業者の類似事業実績例②

B 事業所の例

○ 地方公共団体からの受託事業

1. A市生活保護受給者向け就労支援事業

【内容】

職業カウンセラーによる個別カウンセリングやセミナー等により、稼働可能な被保護者の就労に対する意欲喚起を行うとともに、就労開始から職場定着までの支援を一貫して行い、被保護者の自立を促すもの。

【実績例】 就労決定率 36.7%

2. B市生活困窮者自立支援事業

【内容】

生活困窮者に対し、就労その他自立に向けた相談支援や、必要な支援を利用するための支援プランの作成を行う。また、地域における自立・就労支援等の体制づくりを行う。

【実績例】 支援対象者 206名

1. 事業導入の経緯について

- 平成18年度から、法務省矯正局・保護局，厚生労働省職業安定局の連携による「刑務所出所者等総合的就労支援対策」が開始され，関係機関の連携体制の確保とともに，企業等の雇用のインセンティブを増加させるための新たな支援メニュー（矯正施設の職業訓練等の充実，トライアル雇用奨励金，身元保証制度等）を開始した。
- しかしながら，国は，刑務所出所者等の特性（例 意欲の欠如，職業経験・能力の低さ，ストレス脆弱性等）に応じた就職活動，雇い入れる企業の雇用管理，職場定着に必要な労使双方の調整等のノウハウがなく，就職・職場定着に至らないケースが多く，実際に保護観察終了時の無職者の割合も増加していた（平成20年 19.8% 21年 23.7%）。
- そのため，これまでの支援メニューに加えて，障害者のジョブコーチ制度を参考として，民間のノウハウを生かしつつ，出所者等及び雇用する企業の両者にマンツーマンで寄り添い，丁寧に助言指導をすることで，ミスマッチをなくすとともに安定した就労継続がなされるよう，平成23年度からモデル事業として導入されたものである（当初は3か所）。

2. モデル庁の選定について

検証のため，大規模庁（東京：最も無職者数が多い），中規模庁（福岡：地方庁），小規模庁（宇都宮：管内に複数の矯正施設あり）というタイプの違う庁からモデル庁を選定。

3. 実施庁の拡充について

保護観察開始時無職数の多い庁から優先的に増設置。

	更生保護就労支援事業実施庁	庁数
H23	宇都宮，東京，福岡	3
H24	宇都宮，東京，福岡，札幌，名古屋，大阪	6
H25	宇都宮，東京，福岡，札幌，名古屋，大阪	6
H26	宇都宮，東京，福岡，札幌，名古屋，大阪，千葉，横浜，神戸	9
H27	宇都宮，東京，福岡，札幌，名古屋，大阪，千葉，横浜，神戸，さいたま，静岡，広島，那覇	13
H28	宇都宮，東京，福岡，札幌，名古屋，大阪，千葉，横浜，神戸，さいたま，静岡，広島，那覇，京都，高松	15
H29	宇都宮，東京，福岡，札幌，名古屋，大阪，千葉，横浜，神戸，さいたま，静岡，広島，那覇，京都，高松，前橋，岐阜	17
H30	宇都宮，東京，福岡，札幌，名古屋，大阪，千葉，横浜，神戸，さいたま，静岡，広島，那覇，京都，高松，前橋，岐阜，岡山	18
H31 (R1)	宇都宮，東京，福岡，札幌，名古屋，大阪，千葉，横浜，神戸，さいたま，静岡，広島，那覇，京都，高松，前橋，岐阜，岡山	18

○ 保護観察終了時の無職者数・割合

(1) 更生保護就労支援事業実施庁(18庁)

庁名	保護観察終了者			無職者			終了時無職者率		
	H27	H28	H29	H27	H28	H29	H27	H28	H29
東京	3,107	3,117	2,886	619	660	611	19.9%	21.2%	21.2%
大阪	3,446	3,160	2,856	732	654	562	21.2%	20.7%	19.7%
横浜	2,031	1,833	1,777	387	355	363	19.1%	19.4%	20.4%
名古屋	1,812	1,814	1,789	341	334	310	18.8%	18.4%	17.3%
神戸	1,649	1,521	1,509	322	282	292	19.5%	18.5%	19.4%
さいたま	1,478	1,351	1,350	271	248	279	18.3%	18.4%	20.7%
福岡	1,939	2,066	1,996	478	431	381	24.7%	20.9%	19.1%
千葉	1,388	1,267	1,183	242	267	255	17.4%	21.1%	21.6%
札幌	849	757	714	235	222	207	27.7%	29.3%	29.0%
広島	983	859	737	233	216	196	23.7%	25.1%	26.6%
京都	866	790	769	200	219	180	23.1%	27.7%	23.4%
静岡	729	739	676	159	152	145	21.8%	20.6%	21.4%
高松	465	450	393	126	139	112	27.1%	30.9%	28.5%
岡山	608	605	551	166	146	111	27.3%	24.1%	20.1%
那覇	685	614	522	149	131	111	21.8%	21.3%	21.3%
宇都宮	509	458	421	130	121	105	25.5%	26.4%	24.9%
岐阜	402	437	403	93	105	87	23.1%	24.0%	21.6%
前橋	565	480	426	120	85	87	21.2%	17.7%	20.4%
合計	23,511	22,318	20,958	5,003	4,767	4,394	21.3%	21.4%	21.0%

(2) 更生保護就労支援事業実施庁以外(32庁)

庁名	保護観察終了者			無職者			終了時無職者率		
	H27	H28	H29	H27	H28	H29	H27	H28	H29
水戸	763	726	643	156	162	148	20.4%	22.3%	23.0%
新潟	350	350	353	88	100	99	25.1%	28.6%	28.0%
奈良	350	378	307	88	101	96	25.1%	26.7%	31.3%
仙台	487	423	412	103	85	89	21.1%	20.1%	21.6%
熊本	524	494	395	133	94	88	25.4%	19.0%	22.3%
長野	348	363	303	73	69	83	21.0%	19.0%	27.4%
長崎	395	364	307	97	105	81	24.6%	28.8%	26.4%
福島	356	340	342	78	82	79	21.9%	24.1%	23.1%
松山	454	410	356	112	100	74	24.7%	24.4%	20.8%
山口	291	299	257	58	51	74	19.9%	17.1%	28.8%
釧路	231	241	223	66	64	67	28.6%	26.6%	30.0%
津	445	385	361	85	75	67	19.1%	19.5%	18.6%
大分	276	227	236	62	39	65	22.5%	17.2%	27.5%
青森	278	220	184	79	80	63	28.4%	36.4%	34.2%
鹿児島	267	274	279	57	74	61	21.3%	27.0%	21.9%
大津	354	326	323	65	78	58	18.4%	23.9%	18.0%
和歌山	391	350	249	71	80	58	18.2%	22.9%	23.3%
高知	261	223	177	88	52	57	33.7%	23.3%	32.2%
旭川	173	154	169	49	39	55	28.3%	25.3%	32.5%
宮崎	301	280	251	71	58	54	23.6%	20.7%	21.5%
松江	147	132	154	45	23	52	30.6%	17.4%	33.8%
佐賀	260	221	232	54	41	50	20.8%	18.6%	21.6%
秋田	137	130	122	55	53	47	40.1%	40.8%	38.5%
甲府	216	202	196	48	44	44	22.2%	21.8%	22.4%
函館	144	148	149	49	53	42	34.0%	35.8%	28.2%
山形	179	124	119	50	39	38	27.9%	31.5%	31.9%
徳島	228	192	180	50	51	33	21.9%	26.6%	18.3%
金沢	179	228	205	35	52	31	19.6%	22.8%	15.1%
盛岡	146	123	130	40	48	31	27.4%	39.0%	23.8%
鳥取	138	159	106	39	43	30	28.3%	27.0%	28.3%
富山	159	153	158	19	30	28	11.9%	19.6%	17.7%
福井	138	137	135	18	32	24	13.0%	23.4%	17.8%
合計	9,366	8,776	8,013	2,181	2,097	1,966	23.3%	23.9%	24.5%

就職後のフォローアップ（職場定着支援）の必要性について

【背景】

- 厚生労働省と法務省が共管して行う「刑務所出所者等総合的就労支援対策」における就職件数は、開始当初（平成18年度）の471件から平成30年度で3,521件まで増加
- 一方、平成30年度に協力雇用主に対して行ったアンケート調査でも、回答した協力雇用主のおよそ5割が出所者等を雇用しても半年以内に辞めてしまうと回答
- さらに、刑務所に再び入所した者のうち、約7割が再犯時に無職（平成29年法務省調査）

就職後のフォローアップ（職場定着）が大きな課題

【課題】

- 出所者等は、職業経験や社会性が極めて乏しい者が多く、職場での些細な出来事で離職や再犯に至るという傾向があり、雇用主についても出所者等の指導や業務の割り当て、他の従業員との関係を含めた雇用管理の方法が分からず、雇用に大きな不安を抱えている。
- 保護観察所は、保護観察官または保護司による生活指導を専門的に行う機関であるところ、職場定着のためには、これらの生活指導に加えて、職場の中にまで入って、雇用管理や職業能力の開発等に関するきめ細かな専門的支援を行う必要がある。

出所者と雇用主の近くに寄り添い、きめ細かな支援等を行う仕組みが必要

【対応策】

- 民間のノウハウを活かした次の対応を検討
- 出所者等に対しては、職場のルールやマナーの理解、人間関係作りの橋渡し、コミュニケーションの改善、仕事を覚えるための助言・援助、健康管理や生活リズムの構築支援等の実施による職業能力や職業態度の向上を図ること。
- 雇用主に対しては、職場の様子を観察しながら、出所者等の特性の理解やそれを踏まえた指導方法や接し方の相談支援、受入体制や職場配置、職務内容の設定といった雇用管理に関する助言等を実施

出所者等及び雇用主双方に対する「職場定着支援」の実施が不可欠

協力雇用主に対する アンケート調査

平成31年3月

法務省保護局

調査概要

1 調査の目的

平成29年12月に閣議決定された「再犯防止推進計画」において、協力雇用主の活動に対する支援の充実が盛り込まれたことを踏まえ、協力雇用主の実情、ニーズ等を把握し、支援を充実強化することを目的として、アンケート調査を実施した。

2 調査の概要

(1) 調査対象

平成30年4月1日現在で保護観察所に登録されている事業所から抽出された1,000社の協力雇用主のうち、雇用実績あり群200社、無作為抽出群800社。

(抽出方法)

全国の保護観察所ごとの登録社数の構成比によりランダムに抽出した。

(2) 調査方法

協力雇用主にアンケート票を郵送し、協力雇用主が記入後、回収用専用封筒でアンケート集計業者へ直接返送した。

(3) 調査期間

平成30年8月20日～同年9月28日

(4) 有効回収数

603票（回収率60.3%）

3 調査結果の分析・考察

(1) 新規協力雇用主の拡大

協力雇用主になっただけとして最も多かったのは、「犯罪や非行少年の立ち直りに貢献したから」であることから、今後、幅広く協力雇用主を拡大していくためには、協力雇用主の社会的意義を強調することが効果的といえる。

(2) 実際に雇用する協力雇用主の拡大

ほとんどの協力雇用主が雇用する意思があることから、実際に雇用する協力雇用主を増やすためには、更生を促せるよう対象者と協力雇用主のマッチングを図りつつ、保護観察所が積極的に雇用を依頼することが必要である。また、協力雇用主からの経済的支援のニーズは高く、実際に奨励金を活用した協力雇用主の9割弱が奨励金制度は有効と評価していることから、実雇用の拡大に当たっては、奨励金を効果的に活用していくことも重要である。

(3) 雇用後のフォローアップ

雇用した対象者のおよそ5割が、無断欠勤、意欲の乏しさ、人間関係のトラブルといった就労上の問題を抱えており、実際、雇用してもおよそ5割が半年以内に辞めていることから、就労を継続させていくためには、対象者及び協力雇用主双方に対する継続的な訪問・指導等のフォローアップが必要である。

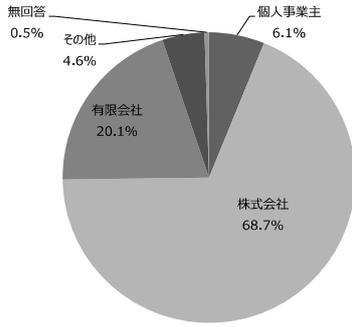
(4) 住居の確保

協力雇用主のおよそ5割が対象者のために住居を準備したことがあり、住居を確保できない者を雇用しようとする協力雇用主に対する支援の充実も必要である。

アンケート調査結果

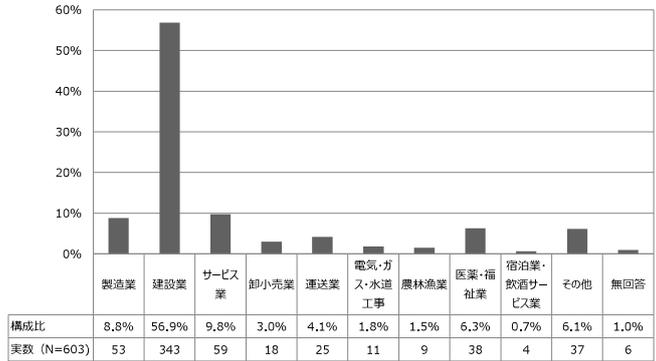
協力雇用主のプロフィール

Q あなたの事業の主体は、次のいずれの形態でしょうか。



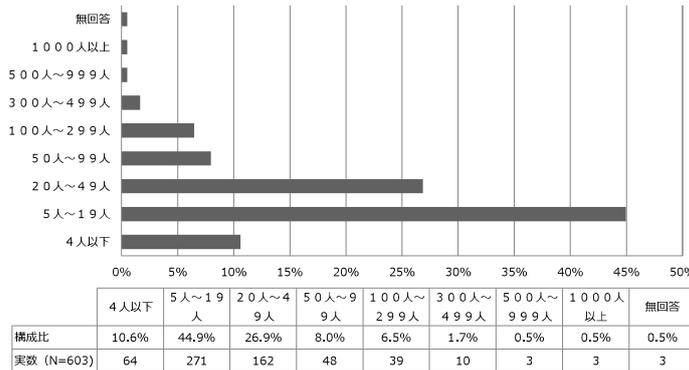
	実数	構成比(%)
全体	603	100
個人事業主	37	6.1
株式会社	414	68.7
有限会社	121	20.1
その他	28	4.6
無回答	3	0.5

Q あなたの事業の業種をお知らせください。

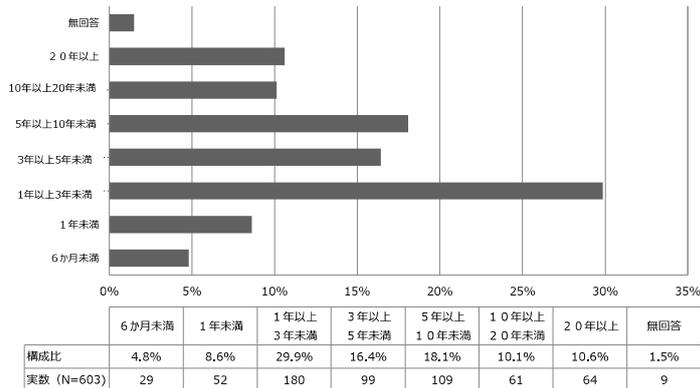


アンケート調査結果

Q あなたの事業の従業員数をお知らせください。

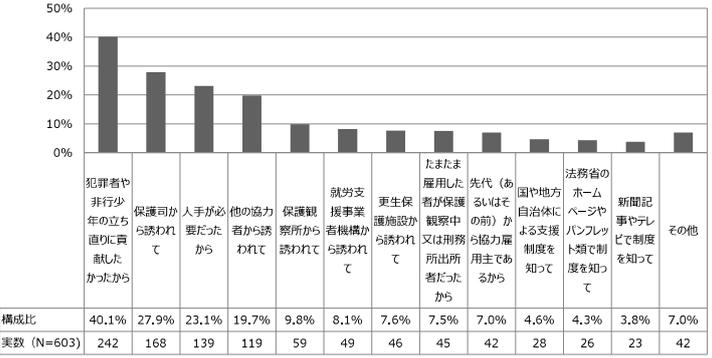


Q あなたが協力雇用主になってからの経過年数をお知らせください。

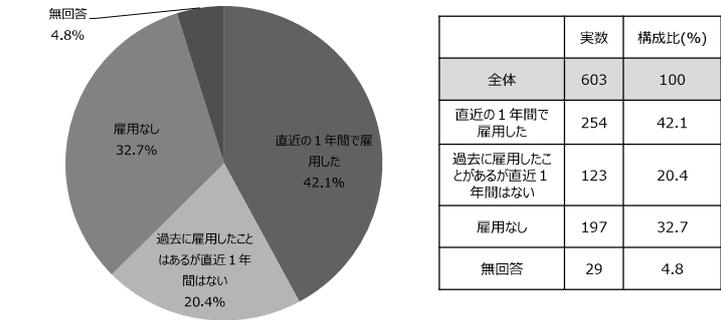


アンケート調査結果

Q あなたが協力雇用主になったきっかけ(動機)をお知らせください。(複数回答可)

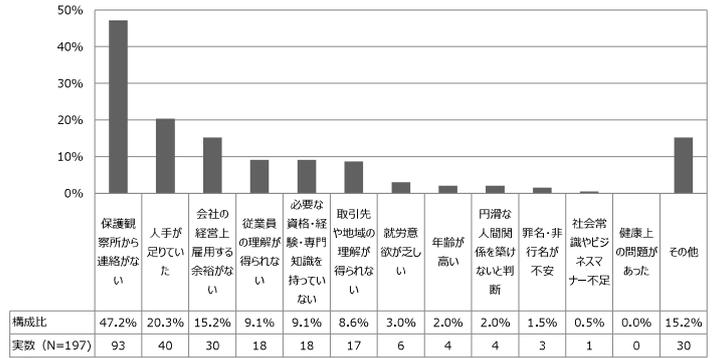


Q 協力雇用主として犯罪や非行をした人を雇用した経験の有無をお知らせください。

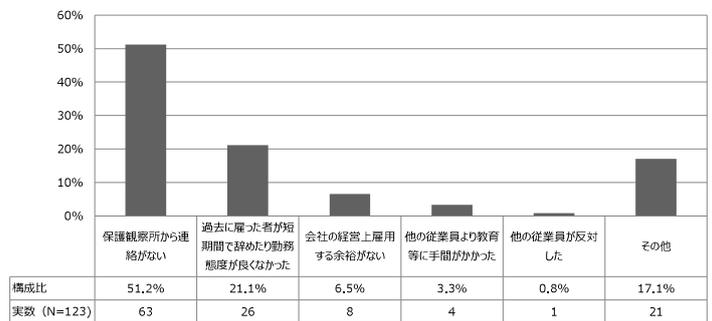


アンケート調査結果

(Q「協力雇用主として犯罪や非行をした人を雇用した経験の有無をお知らせください。」で「雇用したことがない」を選択した人のみ)
Q 雇用したことがない理由をお知らせください。(複数回答可)

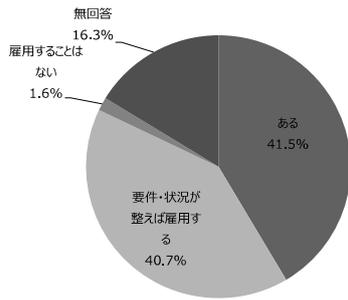


(Q「協力雇用主として犯罪や非行をした人を雇用した経験の有無をお知らせください。」で「過去に雇用していたが、直近1年間は雇用していない」を選択した人のみ)
Q 過去雇用していたが、直近の1年間雇用していない理由をお知らせください。(複数回答可)



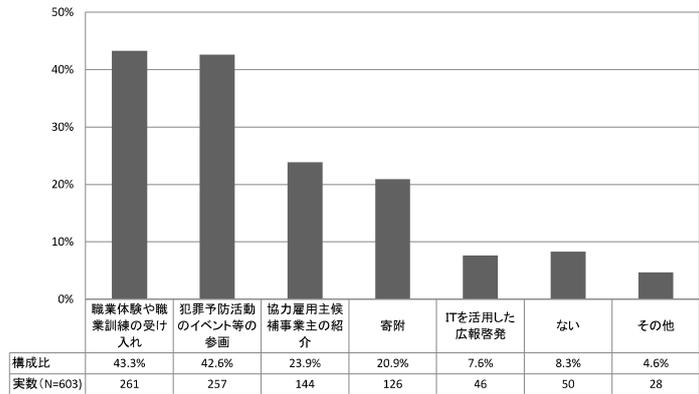
アンケート調査結果

(Q「過去雇用していたが、直近の1年間雇用していない理由をお知らせください。」を回答した人のみ)
Q 今後雇用する意思はありますか。



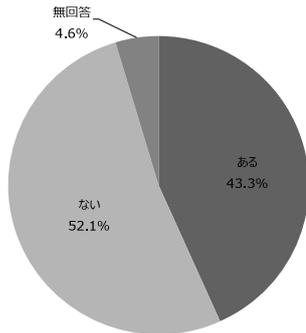
	実数	構成比(%)
全体	123	100
ある	51	41.5
要件・状況が整えば雇用する	50	40.7
雇用することはない	2	1.6
無回答	20	16.3

Q 雇用以外で協力できることがあればお知らせください。(複数回答可)



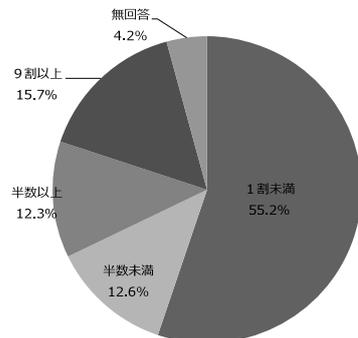
アンケート調査結果

Q 犯罪や非行をした人を雇用するに当たり、更生保護施設入所者を雇用したことがありますか。



	実数	構成比(%)
全体	603	100
ある	261	43.3
ない	314	52.1
無回答	28	4.6

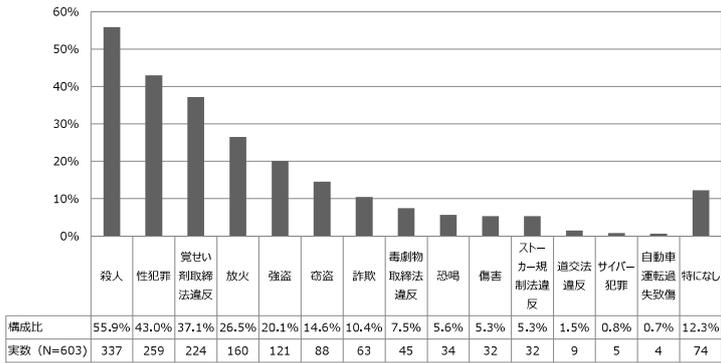
(Q「犯罪や非行をした人を雇用するに当たり、更生保護施設入所者を雇用したことがありますか。」で「ある」を選択した人のみ)
Q 雇用した人のうち、更生保護施設入所者の割合はどの程度ですか。



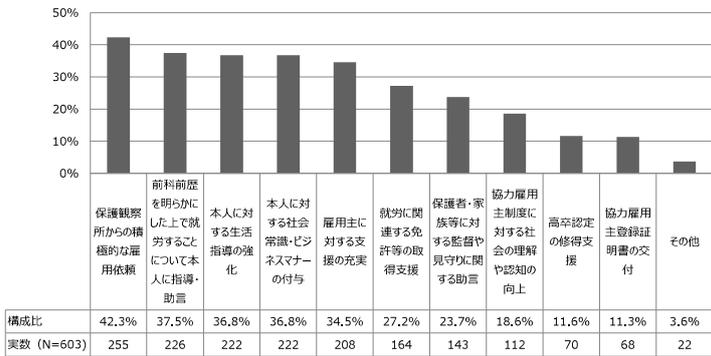
	実数	構成比(%)
全体	261	100
1割未満	144	55.2
半数未満	33	12.6
半数以上	32	12.3
9割以上	41	15.7
無回答	11	4.2

アンケート調査結果

Q 犯罪や非行をした人の罪名・非行名のうち、雇用することに抵抗感が強いものがあれば、3つまで選択してください。特になければ、「特になし」を選択してください。



Q 犯罪や非行をした人を雇用しやすくするために保護観察所等に実施してほしいことをお知らせください。(複数回答可)

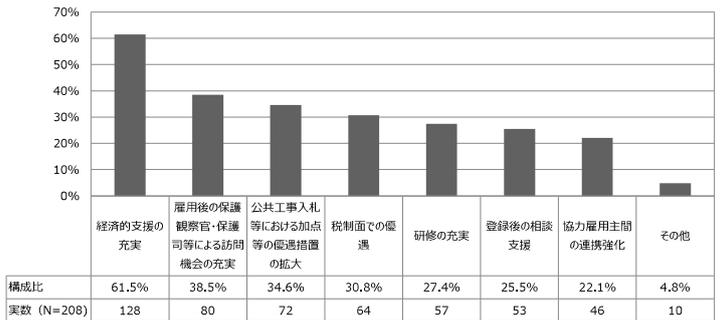


8

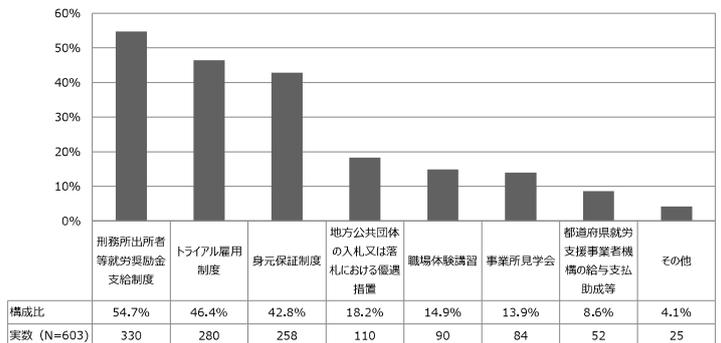
アンケート調査結果

(Q「犯罪や非行をした人を雇用しやすくするために保護観察所等に実施してほしいことをお知らせください。」で「雇用主に対する支援の充実」を選択した人のみ)

Q 協力雇用主に対する支援としてどのような支援があればよいと思いますか。(複数回答可)



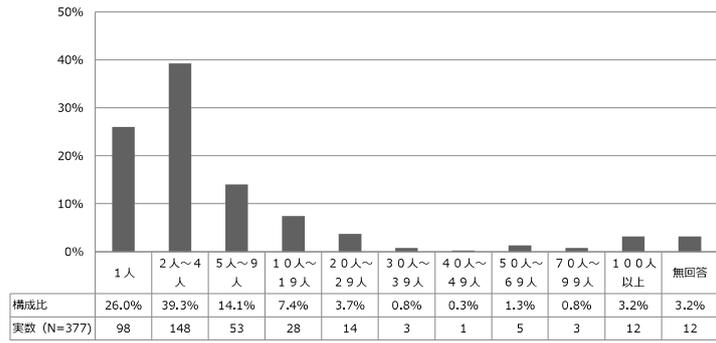
Q 犯罪や非行をした人の雇用に関する制度の中で知っている制度をお答えください。(複数回答可)



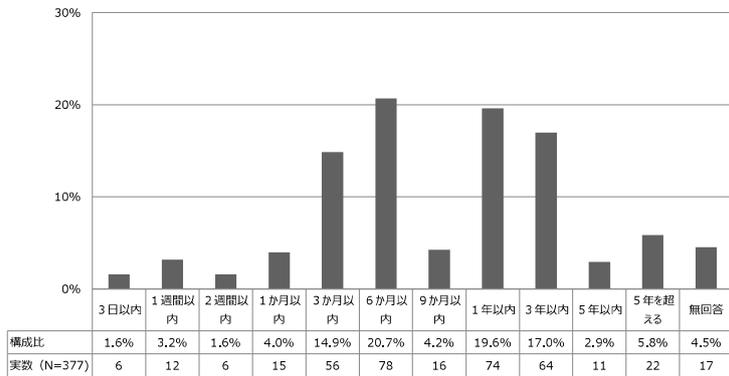
9

アンケート調査結果

Q これまでに協力雇用主として雇用した犯罪や非行をした人の人数はだいたいどれくらいですか。



Q 協力雇用主として雇用した犯罪や非行をした人の平均的な勤務継続期間はだいたいどれくらいですか。

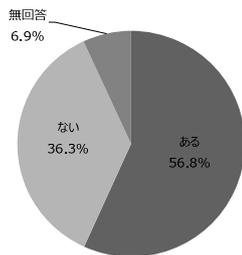


10

アンケート調査結果

Q 犯罪や非行をした人の雇用に際して、法務省が平成27年度から実施している「刑務所出所者等就労奨励金支給制度」(以下「奨励金制度」と言います。)(注)を活用したことがありますか。

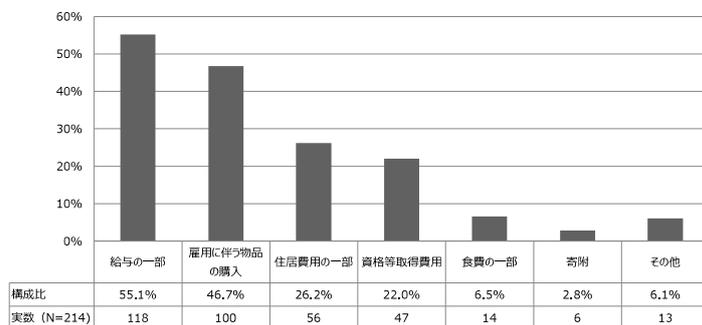
(注)犯罪や非行をした人を雇用し、指導する協力雇用主に月最大8万円、年間最大72万円の奨励金を支給する制度



	実数	構成比(%)
全体	377	100
ある	214	56.8
ない	137	36.3
無回答	26	6.9

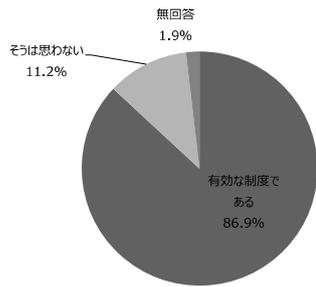
(Q「犯罪や非行をした人の雇用に際して、法務省が平成27年度から実施している「刑務所出所者等就労奨励金支給制度」(以下「奨励金制度」と言います。)(注)を活用したことがありますか。」で「ある」を選択した人のみ)

Q 奨励金の使途をお知らせください。(複数回答可)



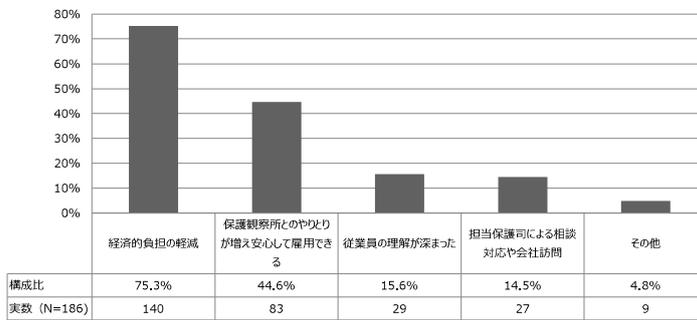
アンケート調査結果

(Q「奨励金の使途をお知らせください。」を回答した人のみ)
Q 奨励金制度は雇用を促進するに当たって有効な制度となっていますか。



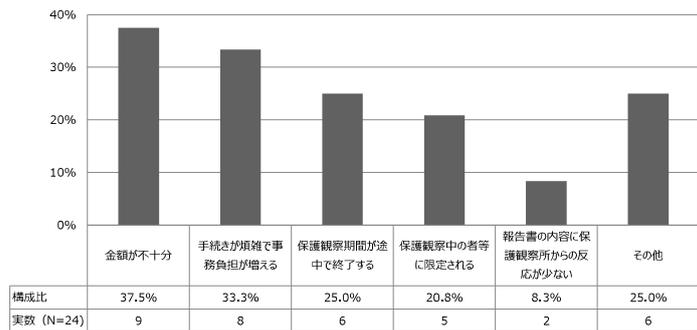
	実数	構成比(%)
全体	214	100
有効な制度である	186	86.9
そうは思わない	24	11.2
無回答	4	1.9

(Q「奨励金制度は雇用を促進するに当たって有効な制度となっていますか。」で「有効な制度となっている」を選択した人のみ)
Q 奨励金制度が有効な制度となっていると考える理由をお知らせください。(複数回答可)

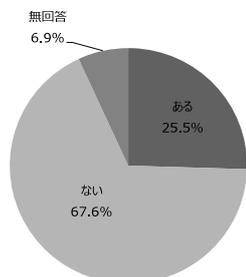


アンケート調査結果

(Q「奨励金制度は雇用を促進するに当たって有効な制度となっていますか。」で「そうは思わない」を選択した人のみ)
Q 奨励金制度が有効な制度となっていないと考える理由をお知らせください。(複数回答可)



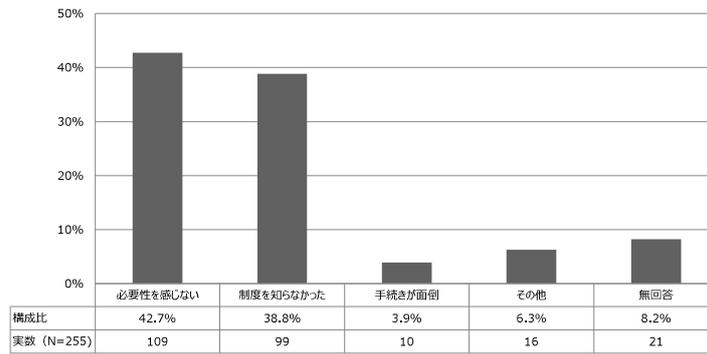
Q 雇用の際に身元保証制度(注)を使ったことがありますか。
 (注) 犯罪や非行をした人が就職に当たって身元保証人を確保できない場合に、民間の事業者が1年間身元を保証し、業務上の損害に対し見舞金を支給する制度



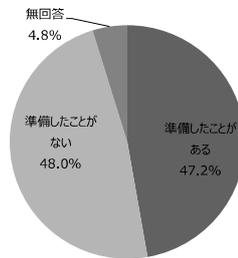
	実数	構成比(%)
全体	377	100
ある	96	25.5
ない	255	67.6
無回答	26	6.9

アンケート調査結果

(Q「雇用に際して身元保証制度(注)を使ったことがありますか。」で「ない」を選択した人のみ)
Q 身元保証制度を使ったことがない理由をお知らせください。



Q 犯罪や非行をした人を雇用するに当たり、住居を準備したことがありますか。

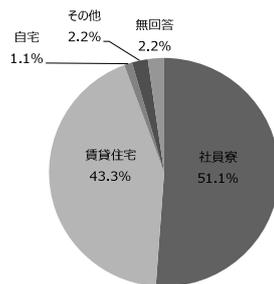


	実数	構成比(%)
全体	377	100
準備したことがある	178	47.2
準備したことがない	181	48.0
無回答	18	4.8

14

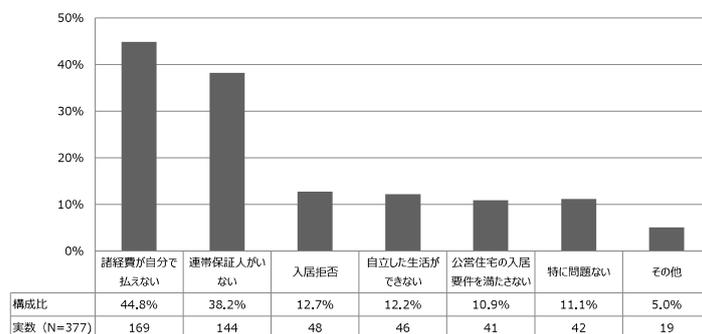
アンケート調査結果

(Q「犯罪や非行をした人を雇用するに当たり、住居を準備したことがありますか。」で「ある」を選択した人のみ)
Q 具体的にどのような住居を準備しましたか。



	実数	構成比(%)
全体	178	100
社員寮	91	51.1
賃貸住宅	77	43.3
自宅	2	1.1
その他	4	2.2
無回答	4	2.2

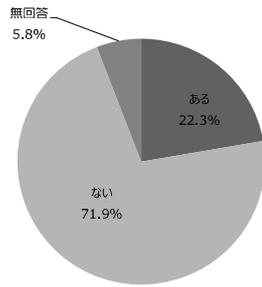
Q 犯罪や非行をした人が住居を確保するに当たり、どのような問題があると思いますか。(複数回答可)



15

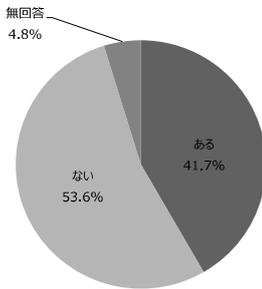
アンケート調査結果

Q 犯罪や非行をした人の住居の連帯保証人になったことがありますか。



	実数	構成比(%)
全体	377	100
ある	84	22.3
ない	271	71.9
無回答	22	5.8

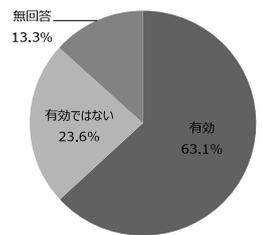
(Q「犯罪や非行をした人の住居の連帯保証人になったことがありますか。」で「ある」を選択した人のみ)
Q 連帯保証人となったため、弁済をしたことがありますか。



	実数	構成比(%)
全体	84	100
ある	35	41.7
ない	45	53.6
無回答	4	4.8

アンケート調査結果

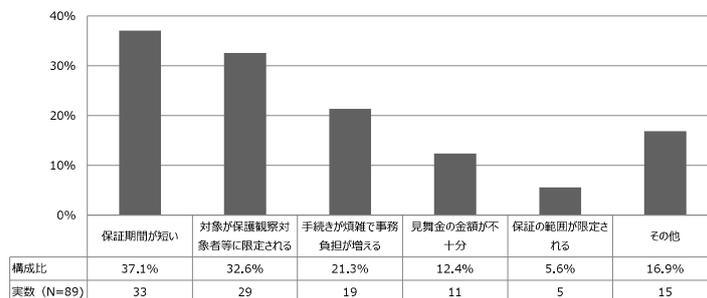
Q 現行の身元保証制度(就職の際の身元保証)は、住居を確保する上で有効な制度となっていると思いますか。



	実数	構成比(%)
全体	377	100
有効	238	63.1
有効ではない	89	23.6
無回答	50	13.3

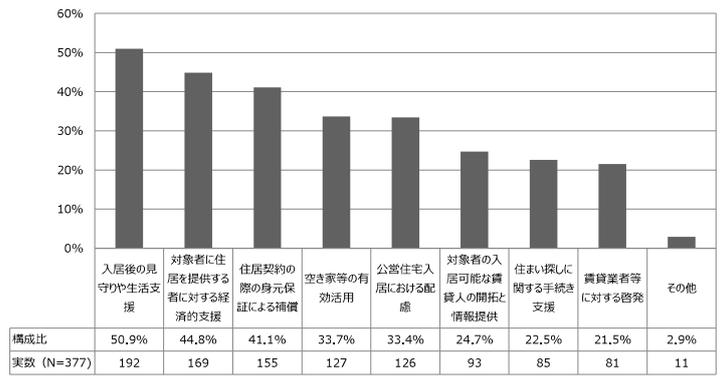
※被保証者を雇用するに当たり、被保証者が入居する賃貸住宅の費用を事業主が立て替えたにもかかわらず、回収不能となった場合等に見舞金が支払われる場合があります。

(Q「現行の身元保証制度(就職の際の身元保証)は、住居を確保する上で有効な制度となっていると思いますか。」で「有効ではない」を選択した人のみ)
Q 現行の身元保証制度(就職の際の身元保証)が住居を確保する上で十分有効な制度となっていないと考える理由を教えてください。(複数回答可)

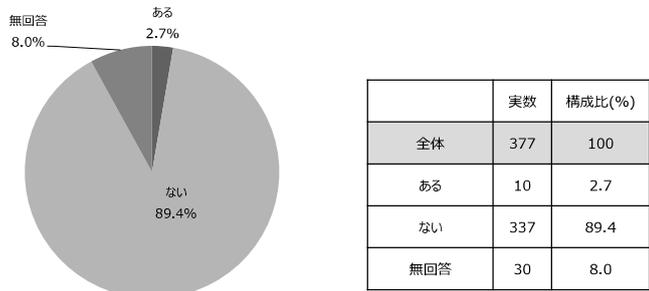


アンケート調査結果

Q 犯罪や非行をした人の住居の確保に対する支援として、どのようなものがあればよいと思いますか。(複数回答可)

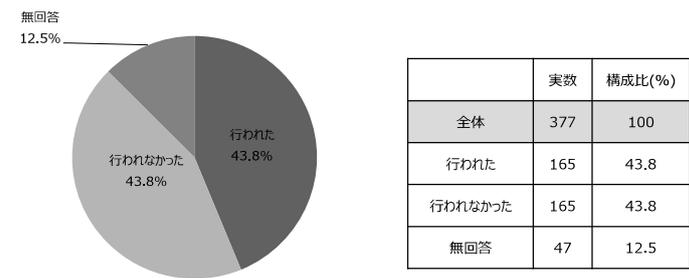


Q 犯罪や非行をした人を雇用するに当たって、資格制限(前科があることで特定の資格が取得できないこと)が問題になったことはありましたか。

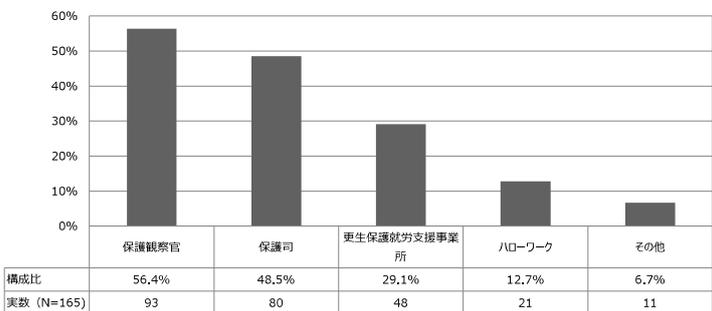


アンケート調査結果

Q 犯罪や非行をした人を雇用した後、雇用に伴う悩みや不安等に対して何らかの支援は行われましたか。

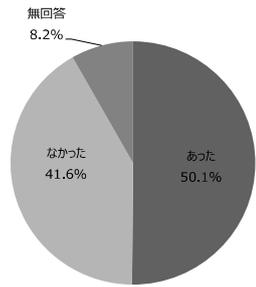


(Q「犯罪や非行をした人を雇用した後、雇用に伴う悩みや不安等に対して何らかの支援は行われましたか。」で「行われた」を選択した人のみ)
Q 実際に支援を行った機関(人)について教えてください。(複数回答可)



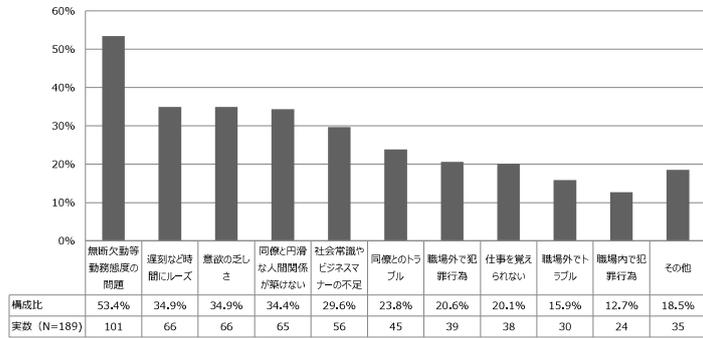
アンケート調査結果

Q 雇用した犯罪や非行をした人に何らかの就労上の問題はありましたか。



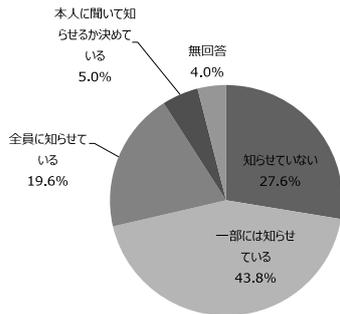
	実数	構成比(%)
全体	377	100
あった	189	50.1
なかった	157	41.6
無回答	31	8.2

(Q「雇用した犯罪や非行をした人に何らかの就労上の問題はありましたか。」で「あった」を選択した人のみ)
Q どのような就労上の問題がありましたか。(複数回答可)



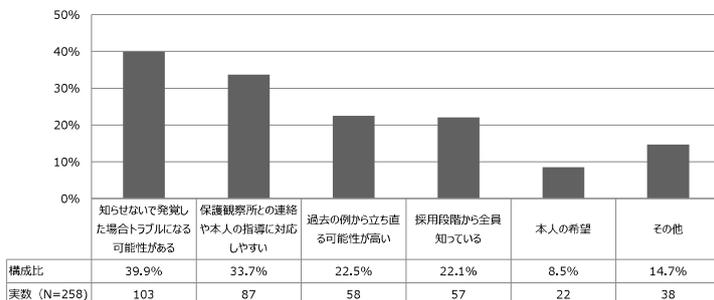
アンケート調査結果

Q 犯罪や非行をした人を雇用したとき、その者に犯罪や非行の前歴があることを会社の従業員に知らせていますか。



	実数	構成比(%)
全体	377	100
知らせていない	104	27.6
一部には知らせている	165	43.8
全員に知らせている	74	19.6
本人に聞いて知らせるか決めている	19	5.0
無回答	15	4.0

(Q「犯罪や非行をした人を雇用したとき、その者に犯罪や非行の前歴があることを会社の従業員に知らせていますか。」で「知らせている」を選択した人のみ)
Q 犯罪や非行をしたとき、その者の前歴を会社の従業員へ知らせている理由をお知らせください。(複数回答可)



犯罪や非行をした人の 立ち直りを 支える

雇用という社会貢献

法務省
厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク



ハローワーク・保護観察所主催の就職説明会



就労支援センターでの農業訓練

「雇用」で犯罪や非行からの立ち直りを支える

犯罪や非行をした人の中には更生したいという強い気持ちを持つ人が多くいます。

しかし、更生するには自分自身の気持ちだけでなく、安定した収入を得て自立した生活を送ることや、彼らの立ち直りを励ましてくれる人の存在がとても重要です。

罪を反省した彼らが、「職場」という居場所を見つけ、立ち直るために、彼らを新しい仲間として迎えてくださる雇用主の皆さんを探しています。



刑務所の外にある食品工場における従業員との共同作業

もくじ

1. 現状と制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・P03
2. 雇用の手順・・・・・・・・・・・・・・・・・・P05
3. 事業主の方がご利用できる支援制度について・・・・P07
4. 犯罪や非行をした人の就労に向けた国の取組・・・・P12
5. Q&A・・・・・・・・・・・・・・・・・・P14
6. 相談先・・・・・・・・・・・・・・・・・・P15



就労支援スタッフによる指導



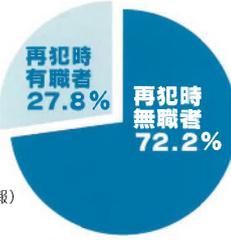
協力雇用主による指導

1 現状と制度

1

再犯をして刑事施設に入った人の多くが仕事をしていませんでした。

(出典：平成29年矯正統計年報)



2

就労の確保に向けた国の取組

再犯防止推進計画

刑務所出所者等総合的就労支援対策

国は犯罪や非行をした人の再犯防止のため、就労支援に力を入れています。

就労の確保に関する23の施策の推進

就労支援における関係機関の連携

3

就労には雇用主の皆様のご協力が不可欠です。

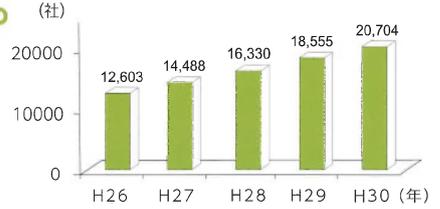


犯罪や非行からの立ち直りて安全安心な社会へ

犯罪や非行をした人の再犯と就労には大きな関係があります。

4

全国で2万社以上の「協力雇用主」の皆様にご協力いただいています。



(出典：平成30年4月1日現在、法務省保護局資料)

5

関係機関が全面的にバックアップします。

- 雇用前の手続きのご案内
- 雇用後の相談
- 保護観察所
- コレワーク
- 刑務所・少年院、法務少年支援センター
- ハローワーク
- 地方公共団体など

次ページから雇用の手順や支援制度をご紹介します。

2 雇用の手順

雇用の手順や手続き

窓口 …保護観察所 …矯正施設 …コレワーク …ハローワーク …法務少年支援センター

相談

まずは保護観察所・コレワークにご相談ください!

求人

ハローワークでの求人登録をお願いします。その際ご希望の求人方法をお選びください。

応募

ハローワークから紹介の連絡があります。

面接

本人との面接を行います。

採用

内定後、出所して仕事を始めるまでの時期に、稼働開始に向けた準備を行っていただきます。

就業

採用後もお困りの際は関係機関にご相談ください。

手順	相談	求人	応募	面接	採用	就業	手順
1. 最寄りの保護観察所又はコレワークにご連絡ください。	<p>3. 求人登録</p> <p>ハローワークで求人登録を行います。矯正施設への求人をご希望の場合は、「受刑者等専用求人」をご利用ください。(ハローワークについて→P8)</p> <p>☆矯正施設への求人をご希望の場合…</p> <p>矯正施設で行っている職業訓練や矯正施設にいる人が持っている資格などの情報を基に、コレワークが希望条件に合う人のいる矯正施設の情報を紹介します。</p> <p>☆トライアル雇用求人をご利用の場合…</p> <p>ハローワークでの求人登録時にその旨をお伝えください。</p>	<p>4. 応募の連絡</p> <p>協力雇用主としてご登録いただいた情報やハローワークから紹介の連絡があります。本人やハローワークと面接の日時や場所を打ち合わせてください。</p>	<p>5. 面接日時・場所の決定</p> <p>求人の応募者が矯正施設に在所の場合、面接は原則、矯正施設内で行います。面接の日時や注意事項を矯正施設や保護観察所の担当者に確認してください。</p>	<p>6. 面接</p>	<p>7. 生活状況の確認</p> <p>保護観察対象者には、「遵守事項」と呼ばれる約束事があります。そのため、勤務地、勤務日数など、勤務条件の相談を行ってください。遵守事項には次のようなものがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保護観察官や保護司の面接を受けること ○転居や長期期間の出張は事前に保護観察所長の許可を得ること 	<p>8. 支援利用の手続き</p> <p>支援を利用することになった場合は、保護観察所で支援利用のための手続きを行っていただきます。</p> <p>手続きには次のようなものがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○雇用契約書の提出 ○誓約書の提出 ○身元保証契約の締結 	<p>9. 雇用開始</p> <p>☆採用後に困ったら…</p> <p>対象者の就労状況や接し方など、採用後も関係機関へご相談ください。</p>
2. 協力雇用主登録	<p>※役員名簿・登記事項証明書を提出する必要があります。</p>	<p>3か月の試用雇用期間中、助成金が支給されます!</p>	<p>3か月の試用雇用期間中、助成金が支給されます!</p>	<p>5. 面接日時・場所の決定</p> <p>矯正施設での面接の日程調整など、コレワークがお手伝いします!</p>	<p>8. 支援利用の手続き</p> <p>雇用に伴う経済的な負担を支援します!</p>	<p>9. 雇用開始</p> <p>協力雇用主は公共調達で優遇される場合があります!</p>	
サポート	<p>協力雇用主制度 (→P13)</p>	<p>▶ 受刑者等専用求人 (→P9)</p> <p>▶ トライアル雇用 (→P10)</p> <p>▶ 職場体験講習/セミナー・事業所見学会 (→P10)</p>		<p>▶ コレワーク (→P7)</p> <p>▶ 最大300円まで保証します!</p>	<p>▶ 刑務所出所者等就労奨励金支給制度 (→P11)</p> <p>▶ 身元保証制度 (→P11)</p>	<p>▶ 公共調達優遇措置 (→P11)</p> <p>▶ 法務少年支援センター (→P8)</p>	サポート

相談に利用できる機関



保護観察所

保護観察とは、犯罪や非行をした人が社会の中で更生するように、保護観察官や保護司との定期的な面接による生活状況の把握と指導、就労や住居の調整などを行うものです。

保護観察所では、保護観察中の人を雇うする場合の相談を受けており、例えば、求人の方法や雇用に当たって利用できる制度についてのご説明、協力雇用主（→P13）の登録などを行っています。

協力雇用主に登録することで、犯罪や非行をした人の雇用に際して受けられる支援の幅が広がる場合もありますので、犯罪や非行をした人の雇用に興味のある場合は、ぜひご登録ください。

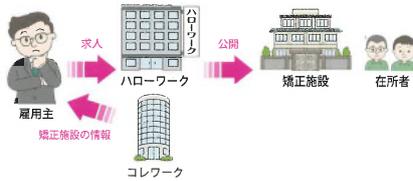


保護司による面接の風景

コレワーク（矯正就労支援情報センター）

コレワークでは、事前に事業主の雇用ニーズをお伺いし、雇用条件に合致する人がいる矯正施設をご紹介します。ハローワークで受刑者等専任求人（→P9）をご利用いただく際にお役にたください。

また、在所者に対する求人に関わる各種制度の説明や、採用活動に必要な手続きのお手伝いのほか、刑務所や少年院の見学などの案内などをします。



コレワークをご利用の際は、メールやお電話、コレワークホームページのお問い合わせフォームなどから連絡できます。（→P15）

相談ダイヤル 0120-29-5089

メールアドレス recruit-inmates-tokyo@cccs.moj.go.jp (東日本)
recruit-inmates-osaka@cccs.moj.go.jp (西日本)



ハローワーク（公共職業安定所）

ハローワークでは、事業主の方からいただいた求人を、ハローワークに求職登録いただいている求職者の方に提供し、職業相談・職業紹介を行っています。他にも雇用保険、各種助成金なども取り扱っています。

犯罪や非行をした人を雇ういただける事業主の方には受刑者等専任求人（→P9）の申込みを受け付けています。ハローワークは矯正施設及び保護観察所と連携して、犯罪や非行をした人に求人票を提供し、ご希望に合う方をマッチングして紹介の連絡を行っています。

また、犯罪や非行をした人のトライアル雇用（→P10）等の案内もしていますので、ぜひご相談ください。



ハローワークの面接室の様子

法務少年支援センター（少年鑑別所）

法務少年支援センターでは、地域における非行や犯罪の防止に関する活動や、健全育成に関する活動の支援などに取り組んでいます。採用後に、仕事や職場の人間関係等に関する問題や悩みがあった場合には、心理学等を専門とするスタッフが、事業主の方や採用された人からの相談をお受けし、相談の内容に応じて心理検査や指導方法のアドバイスなどをさせていただきます。相談は全て無料です（年齢に関係なく、どなたでも相談ができます）。

相談ダイヤル 0570-085-085

全国に52ヶ所ある法務少年支援センターのうち最寄りの法務少年支援センターにつながります。



求人に関して利用できる制度

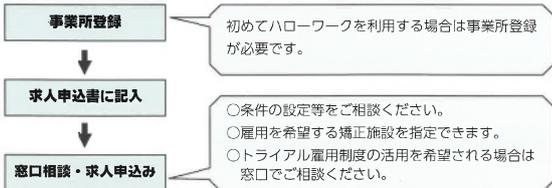
受刑者等専任求人【お問い合わせ窓口】ハローワーク（→P8、15）

犯罪や非行をした人を対象とした求人で、一般の求職者に対しては非公開です。受刑者等専任求人では、矯正施設の所在地、実施する職業訓練や職業指導、求職者の特性など事業主の雇用ニーズを満たす人を収容している矯正施設を指定することにより、指定の矯正施設に求人票が送られて求職者が閲覧することになります。

受刑者等専任求人の求人票は、通常の求人票と同じものですが、指定した矯正施設が求人票の備考欄に記載されます。これにより、事業主が求めている人材を確保しやすくなるというメリットがあります。

「受刑者等専任求人」の申込み手続きは？

「受刑者等専任求人」の申込みは一般の求人と同様に、最寄りのハローワークにお越しいただき手続きをお願いします。



- ハローワークから矯正施設に求人情報・求人票を提供します。
- ハローワークや矯正施設から受刑者等に求人票を提供し、求職者の希望に応じてハローワークから紹介の連絡を行います。

- 指定する矯正施設については、コレワーク（→P7）にご相談いただけます。
- 矯正施設を指定しない場合は、求職者のニーズに応じて矯正施設に提供されることとなります。

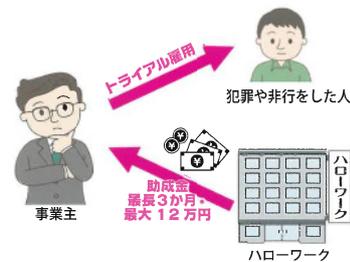
トライアル雇用【お問い合わせ窓口】ハローワーク（→P8、15）

職業経験の不足などから就職が困難な人を、原則3か月間の試用雇用することで、対象者がその仕事に向いているかなどを見極め、正規雇用へ移行するきっかけとしていただくことを目的とした制度です。

トライアル雇用期間中は、ハローワークや保護観察所などの関係機関が、必要に応じてアドバイスを実施します。また、トライアル雇用期間終了後も雇用を継続される場合は、必要に応じて相談や支援を行っています。

対象者一人につき、最大12万円（月額4万円×最長3か月間）の助成金が支給されます（助成金の支給には、報告書の提出等の一定の要件があり、トライアル雇用をしている間は刑務所出所者等就労奨励金（→P11）との併給はできません）。

ご利用の際は、雇用保険に加入の上、ハローワークの窓口にて「トライアル雇用」及び「刑務所出所者等の雇用」を希望する旨をお伝えください。



※助成金の支給に関する手続きは、厚生労働省が委託する民間団体が行います。

職場体験講習/セミナー・事業所見学会【お問い合わせ窓口】保護観察所（→P7、15）

犯罪や非行をした人に、実際の職場環境での業務体験や、職場や社員寮の見学をしてもらうことで、就労意欲を喚起し、雇用を促進するとともに、事業主の方々に、犯罪や非行をした人について知っていただくとする取組です。職場体験講習では、ご協力いただいた事業主の方々に最大2万4千円の講習委託費が支払われます。

雇用する際に利用できる制度

刑務所出所者等就労奨励金制度 【お問い合わせ窓口】保護観察所(→P7、15)

犯罪や非行をした人を雇用し、就労継続に必要な生活指導や助言などを行う協力雇用主に対して奨励金をお支払いします。最長1年間で最大72万円が支給されます。支給額は雇用条件や毎月の出勤日数などにより決定されます。

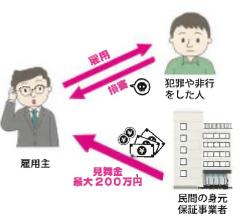
奨励金の受給には、対象者に対して行った指導や助言の状況について、毎月、保護観察所に報告いただくことが必要となります。



身元保証制度 【お問い合わせ窓口】保護観察所(→P7、15)

身元保証人のいない犯罪や非行をした人を雇用した日から最長1年間、事業主に業務上の損害を与えた場合、被保証者1人当たり200万円を上限(損害ごとの上限額100万円、累計の上限額200万円)として見舞金をお支払いします。

協力雇用主登録(→P13)がなくてもご利用いただけますが、対象者が雇用開始時に保護観察等の期間中である必要があり、あらかじめ保護観察所で手続きを行う必要があります。また、事業主の利用料負担はありませんが、欠勤時の損害や、対象者に損害賠償の責力がある場合、私的な金銭貸借などは保証の対象外となりますので、ご注意ください。



公共調達優遇措置 【お問い合わせ窓口】保護観察所(→P7、15)、地方公共団体

法務省発注の矯正施設に係る工事の一部の競争入札において、協力雇用主(→P13)による保護観察対象者の雇用実績を評価する総合評価落札方式を採用しています。また、近年、同様の優遇措置を導入する地方公共団体も増えていきます。詳細については各地方公共団体にお問い合わせください。

事業主への支援

犯罪や非行をした人の就労に向けた国の取組

矯正施設・保護観察所・ハローワークでは、犯罪や非行をした人の就労意欲の喚起、就労技能の付与、雇用情報の提供など、就労に結び付けるための取組を行っています。



就労支援指導・職業生活設計指導

就労支援指導の必要がある人に対し、刑務施設では就労支援指導を、少年院では職業生活設計指導を行っています。これらの指導では、就労生活に必要な基本的スキルやマナー、問題解決場面への対応方法などを指導することで、犯罪や非行をした人が社会復帰後、就労した職場で円滑に人間関係を保ち、就労が長続きするよう支援を行っています。

職業訓練・職業指導

矯正施設では、雇用ニーズを踏まえた多様な職業訓練及び職業指導を行っており、これらを受けることで、就労後役立つ資格を取得することができます。



建設機械科職業訓練

刑務施設における主な職業訓練一覧

管理科	介護福祉科	電気通信設備科
美容科	ビル設備管理科	建設くわ工事科
接客科	販売サービス科	クリーニング科
船舶乗務科	電気科	製菓科
自動車整備科	ビルハウスマニピュレーション科	製菓科
建築科	CAD技術科	ビジネススキル科
情報処理技術科	総合実務技術科	音楽科
フォワードソフト運転科	縫製技術科	建設機械科
	西裁縫工科	

※ 訓練の様子を実際に見ることもできますので、ご興味のある方はぜひ矯正施設にお問い合わせください。コレワーク(→P7)でもお問い合わせを受け付けています。

矯正施設の就労支援スタッフ

矯正施設にキャリアコンサルタント等の就労支援に関する資格を持つ就労支援スタッフを配置しています。就労支援スタッフは、専門知識を生かして就労支援対象者との面接、ハローワークや事業主との連絡調整等を行います。

ハローワーク相談員の矯正施設への駐在

一部の矯正施設では、ハローワークの相談員が矯正施設に駐在して就労支援を行う取組を行っています。ハローワークの相談員によるきめ細かな支援により、矯正施設在在中の採用内定が増加するなどの効果が上がっています。

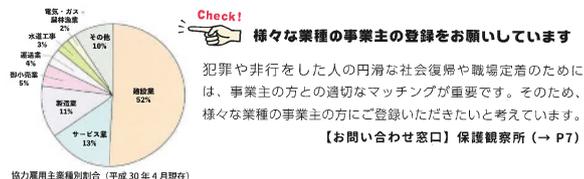
犯罪や非行をした人の就労に向けた国の取組

ハローワークと保護観察所の連携による支援

ハローワークの担当者や保護観察官が連携して、担当者制の職業相談・職業紹介を行っているほか、トライアル雇用(→P10)、職場体験講習、セミナー・事業所見学会(→P10)といった支援メニューを用意の上、きめ細やかな就労支援を実施しています。

協力雇用主制度

犯罪や非行をした人の自立や社会復帰に協力することを目的として、犯罪や非行をした人であるという事情を理解した上で雇用してくださる事業主を協力雇用主とします。保護観察所に協力雇用主として登録をしていただくことにより、例えば、保護観察対象者を雇用する際に刑務所出所者等就労奨励金(→P11)の支給や公共事業などの入札の優遇措置(→P11)を受けることができるようになります。



協力雇用主としてのやりがい (有)野口石油代表取締役 野口義弘さん

野口石油は、一人一人の頑張りを評価しています。人は誰でも必ず一つは良いところを持っている。それをお互いに認め、引き出す職場にしています。こうしたいと思うことになったのはある保護観察少年を雇ってからです。保護司の妻が担当していた16歳のK君でした。無免許暴走、窃盗、シンナーにも手を染め、家出を繰り返す、再犯はいるが相談相手もなく、非行を重ねていきましたが、本当は淋しがり屋で心のやさしい少年でした。劣等感が強く、自信の持てないK君に、当社の売り商品である「ボリマー洗車」の責任者に抜擢したところ見事に応えてくれ、私に任せてくれることの大切さを教えてくれました。それからは、保護観察所、警察、児童相談所等から雇用依頼があれば全て受け入れ、社員30名の半数は彼らで、皆頑張っています。放しがいっしょにスタンド業界ですが、彼らのお陰で人手不足を経験したことがなく、経営を助けてもらっています。



更生保護就労支援事業

国が民間事業者に委託し、犯罪や非行をした人のうち就労が困難な者について、きめ細かな就職活動の支援を行うとともに、協力雇用主の開拓や研修を行っています。

Q&A よくあるご質問にお答えします。

Q. 犯罪や非行をした人を雇うのは怖くありませんか?

犯罪や非行をした人について不安を感じるのももっともだと思いますが、まずは一度、実際に彼らと面接していただきたいと思います。面接の結果、彼らの人柄や就労へのやる気、事情を理解し雇用して下さった方が全国に多数いらっしゃいます。面接を行うに当たっては、関係機関が日程調整などのお手伝いをさせていただきます。

Q. 窓口が複数あり、まずはどこに相談すればいいかわかりません。

お近くの保護観察所、ハローワーク又はコレワークいずれでも差し支えありません。お電話での相談も可能です(コレワークではメールやホームページのお問い合わせフォームでも可)。ご相談内容に応じて、他機関の利用方法も含めてご案内します。

Q. 協力雇用主登録や求人登録をしたのに応募がなかなか来ません。

職種や時期により求人に応募がない場合もあり得ます。保護観察所やコレワークでは、受刑者等専用求人指定する矯正施設の見直しやマッチングに結び付けるためのお手伝いができる場合もありますのでご相談ください。

Q. 採用後、犯罪や非行をした人にどのように接したらよいですか?

皆様の企業に新たに就職される他の方々と同様に、温かく接していただきたいと思います。犯罪や非行をした人を雇用されている事業主の方から、同じ目線で接すれば、今までと違う生き生きとした表情を見せてくれるようになったという声があります。また、保護観察所では他の協力雇用主の雇用経験を聞くことのできる研修なども行っていますのでご利用ください。

Q. 採用後、犯罪や非行をした人がきちんと働かなくて困っています。

保護観察所・ハローワーク・法務少年支援センターに、また、少年院を出た人については、少年院にもご相談ください。関係機関が連携し、問題の解決に協力させていただきます。

Q. 遠くの刑務所や少年院に入っている応募者と面接するのが大変です。

刑務所や少年院が遠方にある場合には、テレビ会議システムを利用して採用面接を行うことができます。また、旅費を支給することができます場合もあります。刑務所、少年院、コレワーク又は最寄りの保護観察所にご相談ください。

Q. 保護観察対象者を雇う場合、気を付けなければならないことはありますか?

就労後、保護司や保護観察官による面接や指導を受けさせるために休暇取得などのご配慮をお願いする場合があります。また、保護観察対象者が生活する上で必ず守らなければならないルール「遵守事項」(転居や1週間以上の出張には保護観察所の事前の許可が必要、飲酒が禁止されている場合があるなど)へのご配慮をお願いします。



ご相談先

犯罪や非行をした人の雇用について、次の相談機関に、お気軽にご相談ください。
QRコードを読み取ると各機関の住所や連絡先をお調べいただけます。

保護観察所

- 協力雇用主や奨励金について知りたい
- 保護観察対象者とはどう接すればいいの？
→ 事業所のある都道府県の保護観察所にご相談ください。
【担当窓口】 就労支援担当



コレワーク

- 求人の条件に合う人がいる刑務所や少年院について教えてほしい
- 雇用方法や制度がよく分からない…
→ 電話やメールでお気軽にご相談いただけます。
☎ 0120-29-5089
(コレワークにつながります。)



ハローワーク

- 刑務所や少年院への求人の出し方が知りたい
- トライアル雇用に興味がある
→ 最寄りのハローワークの窓口にご相談ください。



法務少年支援センター

- 仕事を長続きさせたい
- 部下をうまくサポートしたい
- 従業員となった出所者のやる気を引き出したい
→ 相談ダイヤルにお気軽にご相談下さい。
☎ 0570-085-085
(最寄りの法務少年支援センターにつながります。)



配布機関の連絡先など記載欄

更生保護

～地域社会とともに歩む～

更生保護制度の概観

更生保護とは

更生保護は、犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更生することを助けることで、社会を保護し、個人と公共の福祉を増進しようとする活動です。社会の中で立ち直りを助けるためには、地域の方々から、更生保護に対する理解と協力を得ることが必要不可欠です。これは犯罪や非行のない誰もが暮らしやすい社会づくりを目指すことにもつながります。

地域社会の一人ひとりが手と手を結び、心と心を通わせる更生保護のネットワークは、皆さんの温かいまなざしから始まります。

更生保護の源流

我が国の近代的な更生保護の源流は、1888(明治21)年に設立された「静岡県出獄人保護会社」に求めることができます。これは、生涯を通じ公益に尽くした実業家として知られる金原明善と、静岡監獄の副典獄(副所長)であった川村篤一郎らにより設立されたものです。ここでは、釈放者の宿泊保護や就職あっせんを行うとともに、県下全域に1,700人に及ぶ保護委員を配置して釈放者の保護に当たらせるなどしたとき、これが更生保護施設と保護司制度の先駆けになったといわれています。

その後、政府による積極的な奨励もあり、民間による同様の釈放者保護団体が全国各地に設けられました。このように、我が国の更生保護制度は、明治以来、民間の発意によって生まれ発展してきた経緯があり、この制度を興した民間篤志家の熱意は、いまでも保護司を始めとする多くの民間ボランティアに引き継がれています。



金原 明善
(天保3年(1832)～大正12年(1923))

再犯防止～「世界一安全な国、日本」を目指して～

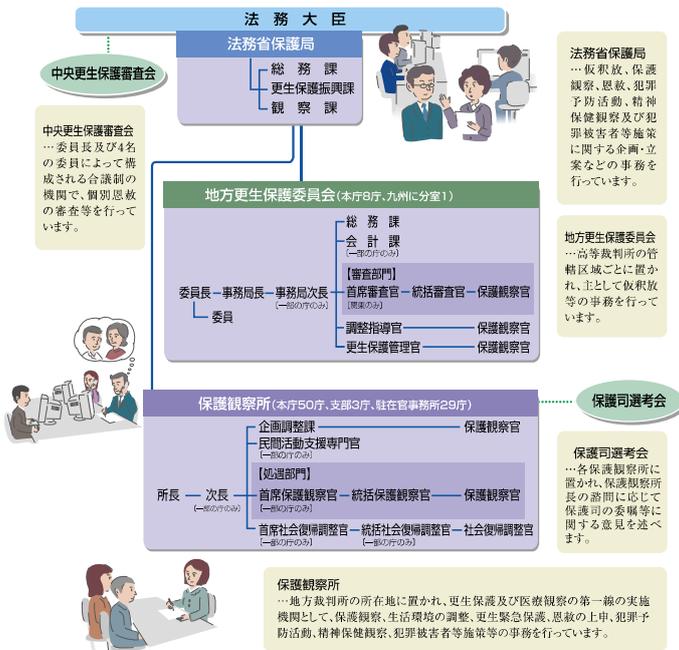
犯罪をして検挙された人に占める再犯者の割合は近年上昇を続けており、安全で安心して暮らせる社会を構築する上で、「再犯防止」が大きな課題となっています。

これまでも、政府全体の取組として再犯防止施策を推進してきましたが、平成28年12月、再犯防止施策に関し、基本理念や国及び地方公共団体の責務、基本的施策等を定めた「再犯の防止等の推進に関する法律」(平成28年法律第104号)が制定、施行され、平成29年12月には、この法律に基づき、再犯防止に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、具体的に取り組んでいく施策等を盛り込んだ「再犯防止推進計画」が閣議決定されました。

再犯防止推進計画には、国による刑事司法分野の取組だけではなく、保健医療・福祉サービスの利用促進や修学支援の実施など、地方公共団体を含む我が国全体で取り組むべき課題が盛り込まれており、再犯防止に向けた取組がより一層広がりを見せる中で、更生保護が果たすべき役割に対する期待は、ますます高まっています。

2

更生保護を担う機関



更生保護を支える民間ボランティア・施設・団体

保護司
保護司は、犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアです。その主な職務には、保護観察を受けている人と面接を行い指導・助言をすること、刑務所や少年院に入っている人の居住先の生活環境を調整すること、犯罪を予防するために啓発活動を行うことなどが、現在、全国で約4万7,000人が活動しています。

- **身分**
保護司は、非常勤で一般職の国家公務員とされています。給与は支給されません。
- **任期と定年**
保護司の任期は2年ですが、再任されることがあります。ただし、再任は76歳未満までとされています。
- **具備条件**
保護司には、次の条件をすべて備えていることが必要とされます。
① 社会的信望、② 熱意と時間的余裕、③ 生活の安定、④ 健康



保護司の安定的確保
近年、地域の間人関係の希薄化を始めとした社会情勢の変容や保護司の処遇活動が困難になっている影響などもあって、保護司適任者の確保が困難になっており、保護司の人員は減少傾向にあります。保護司を安定的に確保し、保護司制度を将来にわたって充実強化していくことは更生保護の喫緊の課題となっています。このため、幅広い年齢層や多様な職業など様々な立場の地域住民の中から保護司適任者を確保するための「保護司候補者検討協議会」を各地で実施したり、保護司等の活動拠点である「更生保護サポートセンター」の拡充を進めています。さらに、保護司会では、地域の方々へ保護司活動の体験を通して保護司への理解や関心を深めてもらうため「保護司活動インターンシップ」を実施しています。



更生保護サポートセンターで活動する保護司

更生保護サポートセンター
保護司や保護司会を始めとする更生保護ボランティアが地域で更生保護活動を行う拠点として設置され、保護司の処遇活動に対する支援や関係機関との連携による地域ネットワークの構築等を行っています。

更生保護女性会
犯罪や非行のない明るい地域社会の実現に寄与することを目的として、地域の犯罪予防活動と犯罪をした人や非行のある少年の更生支援活動を行う女性ボランティア団体です。家庭や非行問題を地域住民と考えるミニ集会の実施、子育て支援地域活動、保護観察対象者の社会貢献活動・社会参加活動への協力、更生保護施設・矯正施設の訪問など多様な活動を展開しています。現在、全国で約15万8,000人の会員が活動しています。



3

4

BBS会(Big Brothers and Sisters Movement)



「兄」や「姉」のような身近な存在として、少年たちと一緒に楽しみ、一緒に学び、一緒に楽しむ青年ボランティア団体です。
非行少年等の「ともだち」となっており、その成長や自立を支援する「ともだち活動」のほか、地域に根ざした非行防止活動やグループワーク、保護観察対象者の社会貢献活動・社会参加活動等への協力を行っており、全国で約4,500人の会員が活動しています。

協力雇用主

協力雇用主は、犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない保護観察対象者や更生緊急保護対象者を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主です。全国で約2万の事業主が協力しています。



更生保護施設等

刑務所出所者等のうち頼るべき人がいないなどの理由で、帰るべき場所がない人に対して、一定期間、宿泊場所や食事を提供する民間の施設です。

更生保護施設

更生保護施設は、宿泊場所や食事の提供とともに、就職指導や社会適応のために必要な生活指導を行うなどして、被保護者の円滑な社会復帰を助けます。現在、全国に103施設があり、法務大臣の認可を受けた民間の更生保護法人等によって運営されています。
更生保護施設の中には、対人関係を円滑にするための「SST(Social Skills Training: 社会生活技能訓練)」や、飲酒・覚せい剤使用の問題を改善するための処遇などを行っている施設もあります。また、地域の住民の方々との交流も大切にしています。
さらに、指定を受けた施設においては、高齢・障害等により特に自立が困難な人を受け入れ、円滑に福祉等へ移行できるよう支援する取組や、依存性薬物等に対する依存からの回復に重点を置いた取組も実施しています。



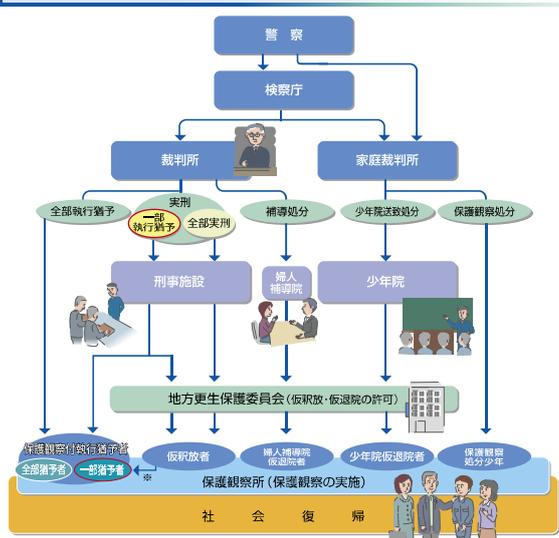
自立準備ホーム

平成23年度から、保護観察所長が、あらかじめ登録されたNPO法人等に対し、刑務所出所者等への宿泊場所の提供等を委託する事業を実施しており、この宿泊場所を「自立準備ホーム」と呼んでいます。自立準備ホームにおいては、委託を受けたNPO法人等の職員が毎日、自立に向けた支援を行っています。

更生保護協会等

保護司、更生保護女性会、BBS会、協力雇用主、更生保護施設などの円滑な活動のための資料作成、研修、助成等のほか、犯罪予防や更生保護に関する広報活動を行う団体です。また、刑務所出所者等に対する助言や支援などの一時的な保護を行っている団体もあります。

刑事司法手続の流れ



※保護観察付一部執行猶予が仮釈放を許された場合は、仮釈放中の保護観察が終了した後、一部執行期間中の保護観察が開始されます。

刑の一部の執行猶予制度

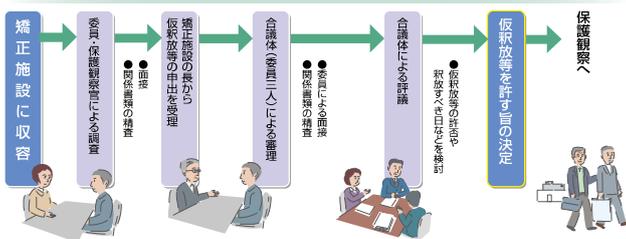
平成25年6月に成立した「刑法等の一部を改正する法律」及び「薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律」により、刑の一部の執行猶予制度が新設され、平成28年6月から施行されています。刑の一部の執行猶予制度は、裁判所が3年以下の懲役又は禁錮の刑を言い渡す際に、その刑の一部の期間を実刑とし、残りの期間について1年以上5年以下の期間、その執行を猶予することを可能とするもので、刑事施設内での処遇の後に十分な期間にわたる社会内処遇を実施することにより、犯罪者の再犯を防止し、その改善更生を図ることを目的とした制度です。

この制度では、前に禁錮以上の刑に処せられたことがないなどの人については裁量的に、薬物使用等の罪を犯した者で受刑歴がある人については必要的に、執行猶予の期間中、保護観察に付されることとなります。

仮釈放・少年院からの仮退院等

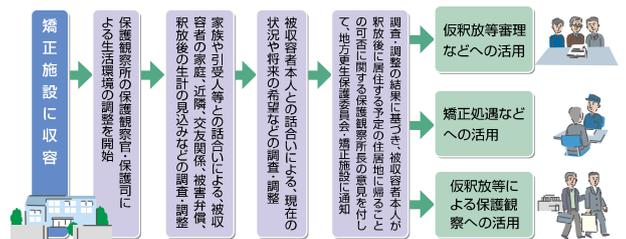
矯正施設に収容されている人を収容期間満了前に仮に釈放して更生の機会を与え、円滑な社会復帰を図ることを目的とした制度として、刑事施設等からの仮釈放、少年院からの仮退院等があります。なお、仮釈放などの期間中は保護観察に付されます。

地方更生保護委員会における仮釈放等の手続(典型的な例)



生活環境の調整

生活環境の調整は、刑事施設や少年院などの矯正施設に収容されている人の釈放後の住居や就業先などの居住環境を調査し、改善更生と社会復帰にふさわしい生活環境を整えることによって、仮釈放等の審理の資料等にするとともに円滑な社会復帰を目指すものです。



特別調整

高齢又は障害により特に自立が困難な刑務所出所者等の円滑な社会復帰のため、保護観察所では、「特別調整」を行っています。これは、厚生労働省の事業として各都道府県が設置する「地域生活定着支援センター」や矯正施設等と連携して、矯正施設出所後速やかに福祉サービス等を受けられることができるように、必要な調整を行うものです。また、矯正施設出所後、直ちに福祉サービス等を受けることが困難な者に対しては、国が指定した更生保護施設において、福祉サービス等の調整や、社会生活に適応するための指導が行われています。

保護観察

保護観察の目的・種類

保護観察は、犯罪をした人又は非行のある少年が、実社会の中でその健全な一員として更生できるように、指導監督及び補導援助を行うもので、次の5種類の人がその対象となります。

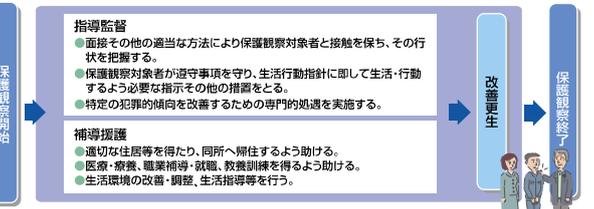
保護観察対象者	保護観察の期間
保護観察処分少年 (家庭裁判所で保護観察に付された少年)	20歳まで又は2年間
少年院仮退院者 (少年院からの仮退院を許された少年)	原則として20歳に達するまで
仮釈放者 (刑事施設からの仮釈放を許された人)	残刑期間
保護観察付執行猶予者 (裁判所で刑の全部又は一部の執行を猶予され保護観察に付された人)	執行猶予の期間
婦人補導院仮退院者 (婦人補導院からの仮退院を許された人)	補導処分の残期間

保護観察処分少年の保護観察には処罰方法等により、一般の保護観察、短期保護観察、交通事件の保護観察、交通刑務所保護観察がある。



保護観察の流れ・方法

保護観察は、保護観察官及び保護司が協働して、指導監督及び補導援助を行います。



社会貢献活動

社会貢献活動とは、保護観察対象者が地域社会に役立つ活動を行い、人の役に立たいという自己有用感や社会のルールを守る意識を育むことで、その立ち直りを促し、再犯・再非行の防止を図る取組です。活動の内容としては、公共の場所での清掃や、福祉施設での介護補助などがあります。



自立更生促進センター

自立更生促進センターとは、一部の保護観察所に附設された国が運営する宿泊施設で、親族等や民間の更生保護施設では円滑な社会復帰のために必要な環境を整えることができない刑務所出所者等を入所させ、保護観察官が直接、濃密な指導監督と手厚い就労支援を行っています。
現在、特定の問題性に応じた重点的・専門的な社会内処遇を実施する施設として、福島市及び北九州市に「自立更生促進センター」が、主として農業等の職業訓練を行う施設として、北海道沼田町及び茨城県ひたちなか市に「就業支援センター」が、それぞれ設置・運営されています。



応急の救護等及び更生緊急保護

保護観察に付されている人や刑事上の手続による身体の拘束を解かれた人で援助や保護が必要な場合には、次のような措置を受けることができます。

権別	対象	期間	措置の内容
救護等の措置	保護観察中の人で、改善更生が妨げられるおそれがある場合	保護観察期間	・食事の給与 ・医療及び療養の援助 ・娯楽の援助 ・金品の給与
更生緊急保護	次の①②③のすべてにあてはまる人 ①刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解かれた人 ②親族からの援助や、公共の衛生福祉に関する機関等の保護を受けられない、または、それらのみでは改善更生できないと認められた人。 ③更生緊急保護を受けたい旨を申し出た人	原則として6か月 例外的にさらに6か月を超えない範囲で延長可能	・宿泊する居室及び必要な設備の提供 ・就職の援助や健全な社会生活を営む(適応する)ために必要な指導助言の実施

※措置は、保護観察所長が行う場合と、更生保護事業を営む者等に委託して行う場合があります。

就労支援に関する取組

刑務所出所者等の再犯を防止するため、その就労を確保することはとても重要です。就労支援に関する取組として、平成18年度から、法務省と厚生労働省が連携し、「刑務所出所者等総合的就労支援対策」を実施しており、公共職業安定所において職業相談・職業紹介を行うほか、トライアル雇用(注1)や身元保証制度(注2)などの就労支援メニューを活用した支援を行っています。また、平成27年度からは、協力雇用主もとの就労・職場定着等を促進するため、刑務所出所者等を雇用しその指導等を行う協力雇用主に対して就労奨励金を支給する取組を始めています。

注1 刑務所出所者等の就労可能な雇用期間をもうけることで、事業主の不安を軽減し、常用雇用への移行促進を図る制度。トライアル雇用を実施した事業主には就労奨励金が支給されます。
注2 身元保証人を確保できない刑務所出所者等について身元保証を行う民間団体が1年間身元保証し、被保証人による業務上・損害等に対し事業主に見舞金を支給する制度。

地方公共団体による就労支援の取組

地方公共団体による就労支援の取組として、保護観察対象者を非常勤職員として雇用したり、公共工事等の競争入札において協力雇用主を優遇する制度を導入する例が増えています。同様の取組は、法務省においても、平成25年から保護観察対象者の雇用に開始しているほか、平成27年度からは、法務省発注の矯正施設の工事の一部を対象とし、刑務所出所者等を雇用した協力雇用主に対して総合評価落札方式における加点を行っています。

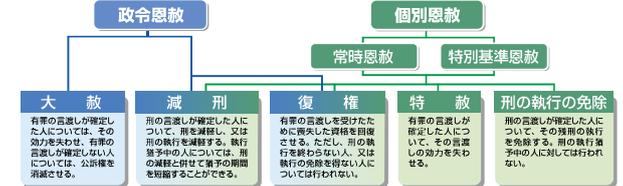
経済界による就労支援の取組

経済界全体で刑務所出所者等の就労を支援し、就労の確保や再犯の防止を図るべきであるとの考えから、平成21年に、経済諸団体や大手企業関係者等により認定特定非営利活動法人「全国就労支援事業者機構」が設立されました。また、地方単位の就労支援事業者機構(都道府県就労支援事業者機構)が全国50か所(各都府県に1か所ずつ、北海道は4か所)に設立され、刑務所出所者等を雇用した場合の協力雇用主への助成事業などの就労支援事業を実施しています。

恩赦

恩赦とは、行政権によって、①国の刑罰権を消滅させ、②裁判の内容を変更し、又は③裁判の効力を変更若しくは消滅させることで、政令によって一律に行われる政令恩赦と、特定の者に対して個別に行われる個別恩赦に大別されます。更生保護において重要なのは、犯罪をした人たちの改善更生の程度や被害者の感情などをみて、刑事政策的に刑罰の執行を免除したり、資格を回復したりする個別恩赦です。個別恩赦は、中央更生保護審査会が、主に保護観察所の長の申を受けて審査します。恩赦相当とされた場合、同審査会が法務大臣に申出を行い、内閣が決定、天皇がこれを認証することになります。

恩赦の種類

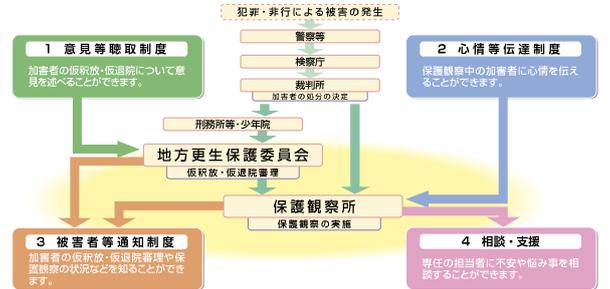


更生保護における犯罪被害者等施策

平成19年に成立した更生保護法及び平成17年に閣議決定された犯罪被害者等基本計画に基づき、更生保護の分野において、平成19年12月1日から犯罪被害者等の方々のための4つの施策を実施しています。

施策の実施に当たり、各保護観察所に、専任の担当者(被害者担当官(保護観察官)及び被害者担当保護司)を配置しています。担当者は、在任中、加害者の保護観察などを行わないこととしています。

更生保護における犯罪被害者等の方々のための施策



犯罪予防活動

犯罪をした人や非行のある少年の改善更生について地域社会の理解を求めるとともに、地域の犯罪や非行を抑制する力を増進し、犯罪や非行を未然に防ぐ観点から、更生保護では「講演会」、「住民集会」、「学校との連携事業」などの犯罪予防活動を促進しています。



医療観察制度

医療観察制度は、心神喪失等の状態で殺人や放火など重大な他害行為をした精神障害者の社会復帰の促進を目的として、平成17年7月から施行されました。

保護観察所は、精神医療や精神保健福祉の関係機関と共に、このような精神障害者の症状の改善及び同様の行為の再発の防止を図り、その社会復帰を促進しています。



更生保護官署一覧

北海道	地方更生保護委員会	090-0042	北海道札幌市中央区南12丁目	011-261-8967
札幌	保護観察所	090-0042	北海道札幌市中央区南12丁目	011-261-8025
函館	保護観察所	040-8559	北海道函館市南1丁目25-18	0158-26-0431
旭川	保護観察所	075-4901	北海道旭川市南14丁目74-10	0166-51-6376
釧路	保護観察所	055-4555	北海道釧路市南1区1-1	0154-26-5200
東北	地方更生保護委員会	980-4812	宮城県仙台市青葉区平1-3-1	022-221-3526
青森	保護観察所	030-4861	青森県青森市長1-5-25	017-776-8149
盛岡	保護観察所	020-2023	岩手県盛岡市内1-8-20	019-828-3385
仙台	保護観察所	980-4812	宮城県仙台市青葉区平1-3-1	022-221-1451
秋田	保護観察所	010-3901	秋田県秋田市山1-7-2	018-855-3983
山形	保護観察所	990-4046	山形県山形市大町1-32	023-631-9277
福島	保護観察所	960-8017	福島県福島市狭間1-7	024-534-2246
関東	地方更生保護委員会	330-8725	埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	048-400-0181
水戸	保護観察所	310-4061	茨城県水戸市北町1-11	029-221-3942
宇都宮	保護観察所	325-2036	栃木県宇都宮市小幡1-11	028-221-2381
群馬	保護観察所	371-4028	群馬県高崎市大宮町1-1	027-221-5010
茨城	保護観察所	330-4063	埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-58	048-481-8287
千葉	保護観察所	268-8553	千葉県千葉市中央区新田2-14-10	043-204-7795
東京	保護観察所	100-0013	東京都千代田区外神田1-1-1	03-5397-0120
埼玉	保護観察所	231-4003	埼玉県川崎市中原区中野町4-3-7	045-201-3066
新潟	保護観察所	951-8104	新潟県新潟市中央区南大通1-191	025-222-1531
山形	保護観察所	400-2032	山形県山形市中央1-11-8	055-235-7144
長野	保護観察所	380-4846	長野県長野市南町1-108	026-234-1963
静岡	保護観察所	425-0853	静岡県静岡市東区東山町1-3-15	054-250-0191
中部	地方更生保護委員会	490-4041	岐阜県岐阜市南三区三の丸3-3-1	056-261-8288
富山	保護観察所	938-4002	富山県富山市区南1-1-1	076-421-1580
金沢	保護観察所	920-4024	石川県金沢市西3-4-1	076-261-0058
福井	保護観察所	910-4019	福井県福井市南1-1-64	0776-22-2688
岐阜	保護観察所	500-4812	岐阜県岐阜市東区下町17-9-2	056-265-2651
名古屋	保護観察所	460-4024	愛知県名古屋市中区大須4-1-1	052-931-2949
津	保護観察所	514-4032	三重県津市中央1-12	059-227-8571
近畿	地方更生保護委員会	540-0008	大阪府大阪市中央区大津町4-1-76	06-4949-8260
大津	保護観察所	520-4044	滋賀県大津市南1-3-1	077-524-6883
京都	保護観察所	800-4032	京都市東山区南町1-1-1	075-441-5141
大阪	保護観察所	540-0008	大阪府大阪市中央区大津町4-1-76	06-4949-8260
神戸	保護観察所	550-0316	兵庫県神戸市中央区南町4-1	078-351-4204
奈良	保護観察所	630-4213	奈良県奈良市南大宮町1-1	074-230-4869
和歌山	保護観察所	640-4143	和歌山県和歌山市二番丁3	073-436-2501
中国	地方更生保護委員会	730-4012	広島県広島市中央区上丁2番2-31	082-221-4497
福取	保護観察所	880-4842	福岡県福岡市中央区南1-1-1	092-720-1618
山口	保護観察所	830-4041	山口県山口市南1-1-1	083-231-7827
岡山	保護観察所	700-4807	岡山県岡山市北区北1-1-1	086-24-5561
広島	保護観察所	780-4012	広島県広島市中央区上丁2番2-31	082-221-4495
山口	保護観察所	754-4088	山口県山口市南町1-1-1	083-4821-3267
四国	地方更生保護委員会	790-4033	香川県高松市丸の内1-1	087-822-5080
徳島	保護観察所	770-4061	徳島県徳島市南町南町1-1	087-222-4339
高松	保護観察所	760-4033	香川県高松市丸の内1-1	087-422-9445
松山	保護観察所	790-4001	愛媛県松山市南1-1-1	089-841-9483
高知	保護観察所	780-4850	高知県高知市丸の内1-1	088-473-1118
九州	地方更生保護委員会	810-0073	福岡県福岡市中央区南2-3-30	092-761-7781
福岡	保護観察所	810-0073	福岡県福岡市中央区南2-3-30	092-761-7781
佐賀	保護観察所	840-4041	佐賀県佐賀市南1-1-1	095-242-4261
長門	保護観察所	850-4033	長門県長門市南1-1-1	096-824-1715
長門	保護観察所	850-4033	長門県長門市南1-1-1	096-824-1715
大分	保護観察所	862-4071	熊本県熊本市中央区南1-1-1	096-386-3000
熊本	保護観察所	870-4523	大分県大分市南町1-1	097-532-2053
宮崎	保護観察所	980-3902	宮崎県宮崎市南1-1-1	098-241-4345
鹿児島	保護観察所	980-4812	鹿児島県鹿児島市南1-1-1	099-226-1556
那覇	保護観察所	900-4022	沖縄県那覇市南1-1-1	098-853-2945

編集 法務省保護局
〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1
電話 03-3590-4111(内線:2803)
法務省ホームページ <http://www.mof.go.jp/>
このパンフレットは、2019年2月現在の情報に基づいて作成されたものです。



平成31年度事後評価の実施に関する計画（政策評価の事前分析表）

（法務省31－(13)）

施策名	保護観察対象者等 ^{*1} の改善更生等
担当部局名	保護局更生保護振興課，観察課
施策の概要	保護観察対象者等の再犯防止及び改善更生のため，社会内において適切な処遇を行うとともに，犯罪や非行のない地域社会作りのため，犯罪予防を目的とした国民の活動を促進する。
政策体系上の位置付け	更生保護活動の適切な実施 （Ⅱ－7－(1)）
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の犯罪的傾向を改善するための専門的処遇プログラム^{*2}を効果的に実施し，保護観察対象者の犯罪的傾向の除去・緩和を図ることによって，保護観察対象者の再犯防止及び改善更生を図る。 ・保護観察対象者等の就労支援を強化することによって，保護観察対象者等の就労を促進して生活や心情の安定を図る。 ・更生保護施設等^{*3}を活用した自立支援^{*4}を積極的に実施することによって，行き場がなく自立が困難な保護観察対象者等を保護し，その自立更生を図る。 ・保護観察対象者等の再犯防止や改善更生に関する国民の理解と協力を求めるとともに，犯罪予防活動への民間の参画を促す。
目標設定の考え方・根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・刑の一部の執行猶予制度^{*5}により一定期間社会内処遇を受けることとされた薬物依存の問題等を有する保護観察対象者を始めとし，反復性のある特定の犯罪的傾向を有する保護観察対象者について，その改善更生を図り再犯を防止するためには，認知行動療法等の専門的な知見に基づく処遇を行い，犯罪的傾向の除去・緩和を図ることが重要である。そのため，保護観察所で実施している薬物再乱用防止プログラムを始めとする専門的処遇プログラムを効果的に運用する必要がある。 ・保護観察対象者の再犯率について，無職者は有職者に比べて高水準であり，安定した社会生活のためには就労が必要不可欠である。さらに，保護観察対象者等は前歴のために就労が困難であることが多いことなどから，就労先の確保を始めとした就労支援を強化する必要がある。 ・保護観察対象者等が自立更生を果たすためには，住居を含めた生活基盤を確保し，自立に向けた働き掛けを必要とする必要がある。刑事施設等を出所しても行き場がなく，自力では改善更生が困難な者が高水準で推移しているため，更生保護施設等を積極的に活用する必要がある。 ・犯罪をした者や非行のある少年の地域での立ち直りを支え，犯罪や非行のない地域社会作りを図るためには，地域社会の理解と協力が不可欠である。そのため，国民の理解と協力を求めるとともに，犯罪予防活動への民間の参画を促進する必要がある。
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	<ul style="list-style-type: none"> ○更生保護法（平成19年法律第88号）^{*6} ○更生保護事業法（平成7年法律第86号）^{*7} ○再犯防止に向けた総合対策（平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定）^{*8} ○「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日犯罪対策閣僚会議決定）^{*9} ○「宣言：犯罪に戻らない・戻さない」～立ち直りをみんなで支える明るい社会へ～（平成26年12月16日犯罪対策閣僚会議決定）^{*10} ○再犯防止推進計画（平成29年12月15日閣議決定）^{*11}

政策評価実施 予定時期	平成32年 8月
----------------	----------

測定指標	基準値	年ごとの目標値			
		基準年	29年	30年	31年
1 専門的処遇プログラム終了者に占める仮釈放又は保護観察付執行猶予を取り消された ^{*12} 者の割合（％）	7.9	—	7.9未満	7.9未満	7.9未満

測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠

保護観察所では、特定の犯罪的傾向を改善するための専門的処遇プログラムとして、性犯罪者処遇プログラム、薬物再乱用防止プログラム、暴力防止プログラム及び飲酒運転防止プログラムを実施しており、これらのプログラムを効果的に運用することで、プログラム受講者の再犯防止を図ることが重要であることから、その達成状況を測定するための指標として、プログラム終了者に占める仮釈放又は保護観察付執行猶予を取り消された者の割合を設定した。

なお、専門的処遇プログラムの中には、導入後十分な期間が経過していないものや、内容を新たに見直したものもあり^{*13}、過去の実績ではプログラム終了者に占める仮釈放又は保護観察付執行猶予を取り消された者の割合も一定ではない。また、過去3年間のプログラム終了者に占める仮釈放又は保護観察付執行猶予を取り消された者の割合の平均値は7.9％となっている。そこで、プログラムが保護観察対象者の再犯防止及び改善更生に効果を上げているとするには、この水準を下回る状態を維持し続けることが適当であると考え、目標年を平成31年とし、7.9％未満を目標値として設定した。

過去の実績	年ごとの実績値						
	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年
専門的処遇プログラム終了者に占める仮釈放又は保護観察付執行猶予を取り消された者の割合（％）	4.3	8.1	8.4	7.2	6.2	5.1	集計中
参考指標	年ごとの実績値						
	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年
専門的処遇プログラム終了者数（人）	2,598	2,273	2,612	2,621	2,675	2,674	集計中
専門的処遇プログラム終了者のうち仮釈放又は保護観察付執行猶予を取り消された者の数（人）	112	184	219	190	165	137	集計中

測定指標	基準値	年ごとの目標値			
		基準年度	29年	30年	31年
2 保護観察終了者に占める無職者の割合（％）	22.1	28年	対28年減	対29年減	対30年減

測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠							
<p>保護観察対象者等に対する就労支援の効果を、保護観察終了時の就労状況によって測定することとし、保護観察終了者に占める無職者の割合を測定指標とした。</p> <p>本指標は、雇用情勢等の外的な影響を受けやすいため、長期の目標値を設定することが困難であるから、目標年を平成31年とし、同年まで年ごとに保護観察終了者に占める無職者の割合を減少させることを目標とした。</p> <p>なお、保護観察対象者等に対する就労支援においては、協力雇用主の存在が不可欠であり、協力雇用主のもとで就労する保護観察対象者等の拡大が求められているため、下記のとおり、参考指標を変更した。</p>							
過去の実績	年ごとの実績値						
	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年
保護観察終了者に占める無職者の割合（％）	24.0	22.3	21.6	21.8	22.1	21.9	集計中
参考指標	年ごとの実績値						
	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年
保護観察終了者数（人）（※職業不詳の者を除く）	36,941	35,038	33,807	32,884	31,096	28,976	集計中
保護観察終了者のうち無職者数（人）	8,873	7,808	7,317	7,185	6,866	6,360	集計中
実際に雇用している協力雇用主 ^{*14} の数（※各年4月1日現在の状況を調査しているもの）	364	380	472	551	788	774	887
協力雇用主に雇用されている刑務所出所者等の数（※各年4月1日現在の状況を調査しているもの）	758	879	1,230	1,276	1,410	1,204	1,465
完全失業率 ^{*15} （％）（※年平均）	4.3	4.0	3.6	3.4	3.1	2.8	2.4

測定指標	基準	基準年度	施策の進捗状況（目標）
			29年度～31年度
3 行き場のない保護観察対象者等の受入状況	—	—	行き場のない保護観察対象者等について、更生保護施設等において積極的に受入れを図ることにより、その生活基盤を確保するとともに、健全な社会生活を営むために必要な支援を確保する。

測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠			
<p>社会内において、行き場のない保護観察対象者等に適切な生活環境と一定の生活基盤を確保することに加え、個々の問題や必要に応じ、様々な指導及び支援を受けることができる多様な方法及び機会を確保することが重要であることから、「行き場のない保護観察対象者等の受入状況」を測定指標とした。</p> <p>本指標は、目標年度を平成31年度とし、行き場のない保護観察対象者等について、更生保護施設や自立準</p>			

備ホーム^{*16}において積極的に受入れを図ることにより、その生活基盤を確保することを目標とした。

具体的には、社会における多様な生活基盤の確保という観点から、下記参考指標の実績値を含め、更生保護施設及び自立準備ホームの活用状況等を分析することにより、行き場のない保護観察対象者等の生活基盤の確保の進み具合を総合的に評価する。

施策の進捗状況（実績）							
28年度	29年度				30年度		
更生保護施設において、高齢・障害者や薬物事犯者を中心に積極的な受入れを図り、更生保護施設及び自立準備ホームにおいて行き場のない保護観察対象者等の生活基盤を確保した。	更生保護施設において引き続き高齢・障害者や薬物事犯者を中心に行き場のない保護観察対象者等の受入れを促進するとともに、自立準備ホームの登録事業者を拡大し、行き場のない保護観察対象者等の生活基盤を確保した。				—		
参考指標	年度ごとの実績値						
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
全更生保護施設における年間収容保護人員（人）	10,587	10,263	10,092	10,179	9,608	9,620	集計中
自立準備ホームの登録事業者数（事業者）	236	289	332	365	375	395	集計中
全自立準備ホームにおける年間収容保護人員（人）	1,181	1,278	1,497	1,517	1,524	1,547	集計中

測定指標	基準		施策の進捗状況（目標）
	基準年度		29年度～31年度
4 犯罪予防活動の推進状況	—	—	国民に対して幅広く保護観察対象者の改善更生に対する理解と協力を求めるため、効果的な犯罪予防活動を推進する。

測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠

保護観察対象者等の改善更生に対する理解と協力を求め、犯罪や非行のない地域社会作りを促進するためには、学校において犯罪予防活動に関する教育を行ったり、地域の関係機関・団体に広く犯罪予防活動への参画を求めることに加え、その時々ニーズに応じた情報を国民に対して提供することが重要であることから、「犯罪予防活動の推進状況」を測定指標とした。

本指標は、目標年度を平成31年度とし、学校及び地域の関係機関・団体の犯罪予防活動への参画状況の実績値（参考指標）を踏まえ、同活動の推進状況を総合的に評価する。

施策の進捗状況（実績）		
28年度	29年度	30年度
国民に対して幅広く保護観察対	国民に対して幅広く保護観察対	

象者等の改善更生に対する理解と協力を求め、犯罪予防活動への地域の関係機関・団体の参画を得るとともに、保護観察所や保護司と学校との連携を一層図るなどして、効果的な犯罪予防活動を推進した。	象者等の改善更生に対する理解と協力を求め、犯罪予防活動への地域の関係機関・団体の参画を得るとともに、保護観察所や保護司と学校の連携を一層図るなどして、効果的な犯罪予防活動を推進した。	—					
参考指標	年ごとの実績値						
	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年
作文コンテスト ^{*17} 参加学校（校）	8,580	8,986	9,224	9,542	10,106	10,372	集計中
作文コンテスト応募作品数（作品）	249,552	279,732	290,090	308,818	329,994	333,796	集計中
“社会を明るくする運動”推進委員会 ^{*18} の構成機関・団体数（団体）	30,109	30,077	29,772	29,920	30,118	29,860	集計中
“社会を明るくする運動”行事参加人数	—	—	—	—	2,833,914	2,769,306	集計中

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			31年度 当初 予算額	関連 する 指標
	28年度	29年度	30年度		
①更生保護施設整備事業 ^{*19} への補助 (平成6年度)	536百万円 (524百万円)	364百万円 (360百万円)	554百万円	404 百万円	3
達成手段の概要等				平成31年行政事業 レビュー事業番号	
更生保護施設整備事業は、更生保護法人が設置する更生保護施設（全国に約100施設）について、施設の老朽化等を背景とする建物・設備の改築・補修等の実施に当たり、国が当該施設整備事業費の3分の2を交付限度として補助する。同事業により、将来的に機能不全となるおそれの高い建物の改築・補修等を行うことで、更生保護施設の機能を維持することを目的としており、これは行き場のない保護観察対象者等に対して「更生保護施設等を活用した自立支援を積極的に実施する」という目標に資するものである。				—	

達成手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			31年度 当初 予算額	関連 する 指標
	28年度	29年度	30年度		
②就労支援事業への補助 (平成18年度)	27百万円 (27百万円)	27百万円 (27百万円)	27百万円	29 百万円	2
達成手段の概要等				平成31年行政事業 レビュー事業番号	
身元保証が得られないため就労が確保できない保護観察対象者等について、身元保証				—	

事業者から身元保証を得るために必要な経費を、国が2分の1を交付限度として補助する。

就労の困難な保護観察対象者等の就労を促進して、その再犯防止・改善更生の実現を図る。

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			31年度 当初 予算額	関連 する 指標
	28年度	29年度	30年度		
③保護観察の実施 (一年度)	10,759百万円 (10,634百万円)	11,131百万円 (10,590百万円)	11,405百万円	11,731 百万円	1
達成手段の概要等				平成31年行政事業 レビュー事業番号	
<p>矯正施設に収容された者の釈放後の生活環境を調整し、その円滑な社会復帰を図るとともに、仮釈放者等の保護観察対象者が社会の中で改善更生できるよう、国の責任において指導監督及び補導援護による保護観察を実施する。また、保護観察対象者等に対し保護等が必要な場合の応急の救護・援護及び更生緊急保護並びに恩赦の上申等を実施する。</p> <p>特定の犯罪的傾向を改善するための専門的処遇プログラムを実施することによって、保護観察対象者の改善更生を促進する。</p>				—	

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			31年度 当初 予算額	関連 する 指標
	28年度	29年度	30年度		
④犯罪予防活動の促進 (一年度)	701百万円 (622百万円)	703百万円 (584百万円)	691百万円	731 百万円	4
達成手段の概要等				平成31年行政事業 レビュー事業番号	
<p>犯罪をした者及び非行のある少年の再犯又は再非行の防止と改善更生を目的とした保護司による地域活動や、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会作りのために法務省等の行政機関、地域住民、自治体、企業等が協力して実施する犯罪の予防に資する各種取組を推進する。</p> <p>犯罪予防活動を推進する手段として、毎年、法務省主唱の“社会を明るくする運動”において、運動の趣旨に賛同した官民の様々な機関・団体により構成される推進委員会(中央、都道府県及び市区町村等を単位として構成される。)によって、小中学生を対象とした犯罪予防をテーマとする「作文コンテスト」などの地域密着型の広報啓発活動及び更生保護への協力を求める活動等を実施している。</p>				—	

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			31年度 当初 予算額	関連 する 指標
	28年度	29年度	30年度		
⑤仮釈放等審理の実施 (一年度)	54百万円 (43百万円)	54百万円 (51百万円)	49百万円	49 百万円	—
達成手段の概要等				平成31年行政事業 レビュー事業番号	
<p>地方更生保護委員会が、矯正施設被収容者について、仮釈放等審理(以下「審理」という。)を適正に実施して、収容期間満了前に仮釈放等を許すことにより(仮釈放等の期間中は保護観察に付される。),これらの者の再犯又は再非行を防止し、円滑な社会復帰と改善更生を促</p>				—	

進する。

審理において必要があると認めるときは、地方更生保護委員会委員又は同委員会事務局保護観察官は、審理対象者との面接を行い、同委員をもって構成する合議体による審理において、仮釈放等を許す旨の決定等を行っている。

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			31年度 当初 予算額	関連 する 指標
	28年度	29年度	30年度		
⑥自立更生促進センターの 運営 (平成19年度)	139百万円 (128百万円)	139百万円 (123百万円)	157百万円	149 百万円	—
達成手段の概要等				平成31年行政事業 レビュー事業番号	
親族や民間の更生保護施設では受入れ困難な刑務所出所者等に対し、宿泊場所(保護観察所に附設)を提供して、保護観察官による濃密な指導監督や手厚い就労支援等を実施する。 特定の問題性に応じた重点的・専門的な社会内処遇を実施する「自立更生促進センター」を福島県及び福岡県に、主として農業等の職業訓練を行う「就業支援センター」を北海道及び茨城県に設置しており、これらは、「保護観察対象者の犯罪的傾向の除去・緩和を図る」、「保護観察対象者等の就労を促進して生活や心情の安定を図る」及び「行き場がなく自立が困難な保護観察対象者等を保護し、その自立更生を図る」という目標に資するものである。				—	

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			31年度 当初 予算額	関連 する 指標
	28年度	29年度	30年度		
⑦犯罪被害者等の支援 (平成19年度)	87百万円 (80百万円)	88百万円 (81百万円)	88百万円	92 百万円	—
達成手段の概要等				平成31年行政事業 レビュー事業番号	
犯罪被害者等基本計画に基づき、地方更生保護委員会及び保護観察所において、犯罪被害者等の希望に応じて、(i) 仮釈放等審理における犯罪被害者等の意見等の聴取、(ii) 犯罪被害者等の心情等の保護観察対象者への伝達、(iii) 加害者の処遇状況等に関する情報の被害者等への提供及び(iv) 犯罪被害者等に対する相談・支援を行う。 これらの施策は、犯罪被害者等に十分配慮し、その負担の軽減を図るとともに、犯罪被害者等の置かれた状況や心情を踏まえた上で仮釈放等審理や保護観察処遇を実施することで、加害者に対する処遇のより一層の適正化に資するものである。				—	

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			31年度 当初 予算額	関連 する 指標
	28年度	29年度	30年度		
⑧更生保護情報トータルネットワークシステムの運用 (昭和62年度)	515百万円 (503百万円)	335百万円 (220百万円)	781百万円	258 百万円	—

達成手段の概要等	平成31年行政事業レビュー事業番号
円滑かつ適切な更生保護行政の運営を確保するとともに、保護観察処遇等の効率化を図るため、仮釈放審理情報、保護観察情報、生活環境調整情報、犯罪被害者に関する情報、保護司に関する各事務処理に関する情報、協力雇用主に関する情報及び医療観察に関する情報等をコンピュータシステムで管理・処理することを目的として、「更生保護情報トータルネットワークシステム」の運用を行っている。	—

施策の予算額・執行額	予算額計（執行額）			31年度
	28年度	29年度	30年度	当初予算額
	12,818百万円 (12,561百万円)	12,842百万円 (12,036百万円)	13,751百万円	13,444 百万円

*1 「保護観察対象者等」

保護観察対象者及び更生保護法第85条による更生緊急保護対象者

*2 「専門的処遇プログラム」

性犯罪、薬物犯罪、暴力犯罪、飲酒運転を反復する傾向を有する保護観察対象者に対し、心理学等の専門的知識に基づき、そうした犯罪に結び付くおそれのある認知の偏り、自己統制力の不足等の自己の問題性について理解させるとともに、再び犯罪をしないようにするための具体的な方法を習得させ、上記傾向を改善するプログラム。

性犯罪者処遇プログラムは、平成18年4月から実施。

薬物再乱用防止プログラムは、平成20年6月から「覚せい剤事犯者処遇プログラム」として実施。その後、平成24年10月に長期的な処遇に対応する内容に改め、平成28年6月からは、特別遵守事項による義務付けの対象を拡大し、教育内容を充実させて、現在の名称に変更。

暴力防止プログラムは、平成20年6月から実施。その後、平成27年4月に、暴力犯罪と関連する問題性（DV（家庭内暴力）や飲酒の問題）に対応する内容を追加。

飲酒運転防止プログラムは、平成22年10月から実施。

*3 「更生保護施設等」

更生保護施設、自立準備ホーム

*4 「自立支援」

社会に適応し、自立した生活が営むことができるように、個々の問題や必要に応じて、生活指導、住居や就労の確保に係る支援などを実施すること。

*5 「刑の一部の執行猶予制度」

平成25年6月に成立した刑法等の一部を改正する法律（平成25年法律第49号）及び薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律（平成25年法律第50号）により、刑の一部の執行猶予制度が新設され、平成28年6月から施行されている。

刑の一部の執行猶予制度の導入により、裁判所は、前に禁錮以上の刑に処せられたことがない者や禁錮以上の刑の執行終了日から5年以内に禁錮以上の刑に処せられたことがない者等に対し、3年以下の懲役又は禁錮を言い渡す場合に、犯情の軽重及び犯人の境遇その他の情状を考慮して、再び犯罪をすることを防ぐために必要であり、かつ、相当であると認められるときは、1年以上5年以下の期間、その刑の一部の執行を猶予することができるようになった（その猶予の期間中、保護観察に付することができる。）。また、薬物使用等の罪を犯した者に対しては、禁錮以上の刑の執行終了日から5年以内の場合であっても、裁判所は、犯情の軽重及び犯人の境遇その他の情状を考慮して、刑事施設における処遇に引き続き社会内において規制薬物等に対する依存の改善に資する処遇を実施することが、再び犯罪をすることを防ぐために必要であり、かつ、相当であると認められるときは、薬物使用等の罪等について言い渡す3年以下の懲役又は禁錮の刑の一部の執行を猶予することができるようになった（この場合、その猶予の期間中、保護観察に付さなければな

らない。)

*6 「更生保護法（平成19年法律第88号）」

本法は、犯罪をした者及び非行のある少年に対し、社会内において適切な処遇を行うことにより、再び犯罪をすることを防ぎ、又はその非行をなくし、これらの者が善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるとともに、恩赦の適正な運用を図るほか、犯罪予防の活動の促進等を行い、もって、社会を保護し、個人及び公共の福祉を増進することを目的としている（第1条参照）。

*7 「更生保護事業法（平成7年法律第86号）」

本法は、更生保護事業に関する基本事項を定めることにより、更生保護事業の適正な運営を確保し、及びその健全な育成発達を図るとともに、更生保護法（平成19年法律第88号）その他更生保護に関する法律とあいまって、犯罪をした者及び非行のある少年が善良な社会の一員として改善更生することを助け、もって個人及び公共の福祉の増進に寄与することを目的としている（第1条参照）。

*8 「再犯防止に向けた総合対策（平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定）」

・第3-2 社会における「居場所」と「出番」を作る

誰もが「居場所」と「出番」のある社会において、刑務所出所者等が、健全な社会の一員としてその責任を果たすことができるよう、適切な生活環境と一定の生活基盤を確保することに加え、対象者やその家族等が、個々の問題や必要に応じた指導及び支援を受けることができる多様な機会を確保することによって、対象者の社会復帰を促進し、孤立化や社会不適応に起因する再犯を防止する。

・第3-2-1 住居の確保

行き場のない者の住居を確保するため、国が運営する自立更生促進センターにおける確実な受入れの推進、更生保護施設の受入れ機能の強化、民間の自立準備ホーム等の多様な一時的帰住先の確保に努める。

・第3-2-2 就労の確保

就労先の確保から就労後の職場定着支援までを一貫して行う取組や刑務所出所者等総合的就労支援対策による支援策をより柔軟かつ積極的に活用し、きめ細やかな就業相談・紹介等を一層強力に推進することにより、刑務所出所者等の就労支援・雇用確保を充実・強化する。さらに、刑務所出所者等の雇用上のノウハウや成功事例に関する情報を広く事業主等に提供することにより、実際に刑務所出所者等の雇用先となる協力雇用主を確保する。

・第3-4 広く国民に理解され、支えられた社会復帰を実現する

再犯防止は、一たび犯罪に陥った人を異質な存在として排除したり、社会的に孤立させたりすることなく、長期にわたり見守り、支えていくことが必要であること、また、社会の多様な分野において、相互に協力しながら一体的に取り組むことが必要であることから、広く国民に理解され、支えられた社会復帰を実現する。

*9 「「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日犯罪対策閣僚会議決定）」

・Ⅲ-3-1-⑥ 性犯罪者等再犯防止の必要性の高い者に対する指導及び支援の充実強化

刑事施設、少年院や保護観察所等における性犯罪者に対する処遇プログラムの実施、指導職員育成及び効果検証の結果を踏まえた実施体制の見直しを行う。

・Ⅲ-3-2-① 行き場のない刑務所出所者等の住居の確保

行き場のない刑務所出所者等の住居を確保するため、矯正施設収容中の生活環境の調整の充実強化、国が運営する自立更生促進センターにおける確実な受入れの促進、更生保護施設の受入れ機能の強化等を図るとともに、保護観察において、住居の確保に関する知識・情報に関する日常生活指導を強化する。

・Ⅲ-3-2-② 就労支援の促進

刑事施設等における職業訓練・刑務作業の充実を図り、就労支援スタッフを活用したキャリアコンサルティングを実施するとともに、離職者等再就職訓練「刑務所出所者向け職業訓練コース」を実施するほか、刑務所出所者等総合的就労支援対策による支援策や、「更生保護就労支援事業」を推進する。また、民間団体や地方公共団体と連携した就労支援策の充実等を図るほか、ソーシャル・ファーム*²⁰を活用した刑務所出所者等の就労や職場定着の方策について検討する。

・Ⅲ-3-6-② 再犯防止対策に対する国民の理解と協力の促進

社会に理解され、支えられた再犯防止対策の展開のため、“社会を明るくする運動”等の犯罪予防活動を効果的に実施し、更生保護に対する国民の理解と協力を促進する。また、更生保護女性会やBBS（Big Brothers and Sisters Movement）会*²¹の会員に対する研修を充実させること等により、民間協力者の活動を活性化させるとともに、広く国民の更生保護への参画を募る支援策について検討・実施する。

*10 「「宣言：犯罪に戻らない・戻さない」～立ち直りをみんなで支える明るい社会へ～（平成26年12月16日犯罪対策閣僚会議決定）」

・Ⅲ-3-2 犯罪や非行をした者を雇用した企業に対する支援の充実

犯罪や非行をした者を雇用して指導等に当たる協力雇用主に対する経済的支援策等を拡充する。また、競

争入札（総合評価落札方式）において、犯罪や非行をした者を雇用している協力雇用主に対しポイントを加算する取組等、犯罪や非行をした者が雇用されやすくするための取組の推進に向けて、このような取組を進めている省庁及び地方公共団体における取組内容について、情報の共有を図る。

犯罪や非行をした者を雇用しようとする企業の不安を軽減させるため、雇用上のノウハウや成功事例、雇用主に対する支援メニュー等の情報を広く事業主等に提供する。

・Ⅳ－３－(1) 一時的な居場所の確保

矯正施設から出所したものの、帰るべき場所がない者の一時的な居場所を確保するため、国が運営する自立更生促進センターにおける確実な受入れの推進、更生保護施設の受入れ機能の強化・施設整備の推進、自立準備ホーム等の多様な一時的帰住先の確保等の取組を推進する。

・Ⅴ－１ 社会を明るくする運動の強化

全ての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した者たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動である“社会を明るくする運動”の一層の推進を図る。

そのため、従来、法務大臣を委員長、関係省庁及び関係団体を構成員としている中央の推進体制について、全ての省庁を構成員とするとともに、一層多くの関係団体の参加を得ること等により、地方公共団体、民間と一丸となった広報啓発活動を積極的に推進する。

また、活動を進めるに当たっては、再犯防止活動に取り組む保護司や協力雇用主といった地域の民間協力者とも有機的に連携を取りつつ、刑事司法に限らない幅広い分野における関係者が相互に情報を交換し、交流すること等を通じて、再犯防止に関するネットワークが広がるような取組を推進する。

併せて、国民各層に関心を持ってもらう一つのきっかけとするため、様々な分野において再犯防止活動に取り組む人やその活動内容をわかりやすく発信する取組を推進する。

*11 「再犯防止推進計画」

再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）に基づき、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯の防止等に関する施策の推進に関して、次に掲げる事項について定められている。

- ・再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
- ・再犯の防止等に向けた教育及び職業訓練の充実に関する事項
- ・犯罪をした者等の社会における職業及び住居の確保並びに保健医療サービス及び福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
- ・矯正施設における収容及び処遇並びに保護観察に関する体制その他の関係機関における体制の整備に関する事項
- ・その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項

*12 「仮釈放又は保護観察付執行猶予を取り消された者」

プログラム終了事由が、再犯又は遵守事項違反による仮釈放若しくは保護観察付執行猶予の取消しである者。

*13 「専門的処遇プログラム」内容を新たに見直したもの

性犯罪者処遇プログラムは、平成18年4月から実施。

薬物再乱用防止プログラムは、平成20年6月から「覚せい剤事犯罪者処遇プログラム」として実施。その後、平成24年10月に長期的な処遇に対応する内容に改め、平成28年6月からは、特別遵守事項による義務付けの対象を拡大し、教育内容を充実させて、現在の名称に変更。

暴力防止プログラムは、平成20年6月から実施。その後、平成27年4月に、暴力犯罪と関連する問題性（DV（家庭内暴力）や飲酒の問題）に対応する内容を追加。

飲酒運転防止プログラムは、平成22年10月から実施。

*14 「協力雇用主」

犯罪・非行の前歴等のために定職に就くことが容易でない保護観察対象者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主。

*15 「完全失業率」

総務省統計局が行っている労働力調査によるものであり、労働力人口に占める完全失業者（①仕事がなく調査週間に少しも仕事をしなかった（就業者ではない）、②仕事があればすぐ就くことができる、③調査週間に、仕事を探す活動や事業を始める準備をしていた（過去の求職活動の結果を待っている場合を含む）の三つの条件を満たす者）の割合を指す。

*16 「自立準備ホーム」

保護観察所があらかじめ登録したNPO法人等に対して宿泊や食事の提供等を委託する「緊急的住居確保・自立支援対策」における同法人等が管理する宿泊場所。

*17 「“社会を明るくする運動” 作文コンテスト」

“社会を明るくする運動”の一環として、次代を担う全国の小・中学生に、日常の家庭生活、学校生活の中で、体験したことを基に、犯罪・非行のない地域社会づくりや犯罪・非行などに関して考えたこと、感じたことを作文に書くことを通じて、本運動に対する理解を深めてもらうことを目的として実施している。

*18 「“社会を明るくする運動” 推進委員会」

“社会を明るくする運動”は、法務省主唱のもと、本運動の趣旨に賛同した機関・団体が協力して推進しており、中央と都道府県及び市区町村等を単位とする“社会を明るくする運動”推進委員会を設置している。

*19 「更生保護施設整備事業」

更生保護法人が設置する更生保護施設について、施設の老朽化等を背景とする建物・設備の改築・補修等の実施に当たり、国が当該施設整備事業費の3分の2を交付限度として補助するもの。

*20 「ソーシャル・ファーム」

労働市場で不利な立場にある人々のための雇用機会の創出・提供に主眼を置いてビジネス展開を図る企業や団体等。

*21 「BBS (Big Brothers and Sisters Movement) 会」

非行など様々な問題を抱える子供の悩み相談や学習支援を通して、その自立を支援する「ともだち活動」を始め、非行防止や子供の健全育成のための多彩な活動を行っている青年ボランティア団体。